

令和8年度第1回鴨川市環境審議会次第

日時 令和8年8月3日（月）

午前10時から

会場 鴨川市役所 4階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長・副会長選出

4 議 事

（１） 一般廃棄物処理手数料の改定について

【本件については、今後の精査を進め、審議会での継続審議を行うこととする。】

（２） 浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定について

【本件については、鴨川市長からの諮問に基づき審議を行った結果、承認とされたため、鴨川市環境審議会会長から答申を行った。】

（３） 第3次鴨川市環境基本計画の進め方について

【本件については、骨子案の出来た段階での鴨川市長からの諮問を行い、鴨川市環境審議会会長からの答申へ向けて、継続審議を行うこととする。】

5 報 告

（１） 田原地区メガソーラー関連について

（２） 鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

6 その他

（１） 次回の開催予定等について

7 閉 会

令和 8 年度 第 1 回 鴨 川 市 環 境 審 議 会 次 第

日時 令和 8 年 8 月 3 日 (月)

午前 1 0 時から

会場 鴨川市役所 4 階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長・副会長選出

4 議 事

- (1) 一般廃棄物処理手数料の改定について
- (2) 浄化槽清掃業の許可申請手数料及び許可証再交付申請手数料の改定について
- (3) 第 3 次鴨川市環境基本計画の進め方について

5 報 告

- (1) 田原地区メガソーラー関連について
- (2) 鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

6 その他

- (1) 次回の開催予定等について

7 閉 会

鴨川市環境審議会委員名簿

任 期 令和8年1月25日から
令和10年1月24日まで

NO	氏 名	団体役職名等
1	飯塚 和夫 イヅカ カズオ	安房農業協同組合常務理事
2	鎌田 直人 カマタ ナオト	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林長
3	渡邊 公康 ワタナベ コノユキ	一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会事務局長
4	加藤 正浩 カノウ マサヒロ	一般社団法人千葉県建設業協会 鴨川支部副支部長
5	藤原 悟作 フジワラ 悟作	鴨川シーワールド総支配人
6	本多 信介 ホンダ ノブノブ	一般社団法人鴨川市観光協会副会長
7	鈴木 良太郎 スズキ リョウタロウ	鴨川市漁業協同組合代表理事組合長
8	佐藤 大輔 サトウ タイスケ	鴨川警察署生活安全課長（令和8年4月1日から変更）
9	長谷川 裕一 ハセガワ ユウイチ	鴨川市商工会副会長
10	伊藤 正人 イトウ マサト	学識経験者

【 参 考 】

鴨川市環境条例〈抜粋〉

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 122 号

(設置)

第 53 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、環境の保全等に関して、基本的事項等を調査審議するため、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第 54 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める

鴨川市環境審議会規則

平成 17 年 2 月 11 日

規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市環境条例(平成 17 年鴨川市条例第 122 号)第 54 条第 4 項の規定に基づき、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ごみ処理手数料の改定(案)

取扱区分	種 類		手 数 料	
			現 行	改 定 案
市が収集運搬するもの	燃やせるごみ		指定袋20リットル1袋につき20円指定袋45リットル1袋につき50円	指定袋20リットル1袋につき30円指定袋45リットル1袋につき70円
	粗大ごみ		1点につき 500円	1点につき 500円
	(新) 燃やせないごみ			指定袋20リットル1袋につき30円
市の処理施設に搬入するもの	動物の死体(犬、ねこ等の死体)		1体につき 500円	1体につき 500円
	粗大ごみ		10kgにつき70円で、1点につき500円を限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10kgにつき100円、100kgを超える分は10キログラムにつき200円
	事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみ		10kgにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10kgにつき200円
	上記以外の燃やせるごみ	破碎を要するごみが含まれているもの。	100キログラムまでは10キログラムにつき70円、100kgを超える分は10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10kgにつき100円、100kgを超える分は10キログラムにつき200円
		上記以外のもの	100キログラムまでは10キログラムにつき50円、100kgを超える分は10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	
	(新) 燃やせないごみ			10kgにつき100円、100kgを超える分は10キログラムにつき200円

別表第2(第25条関係)

種別	費 用	
	現 行	改 定 案
第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物	10kgにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10kgにつき200円

ごみ処理の現状

資料2

ごみ量実績

単位:t

区 分	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
可燃ごみ	10, 926. 750	10, 740. 070	10, 260. 920	10, 023. 045
不燃ごみ等	1, 636. 480	1, 689. 639	1, 527. 498	1, 465. 742
計	12, 563. 230	12, 429. 709	11, 788. 418	11, 488. 787

可燃ごみ処理委託料実績

(円)

委託業者	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
市原ニューエナジー (市原市)	48, 316, 934	64, 120, 980	62, 517, 840	57, 961, 202
千葉産業クリーン (銚子市)	70, 741, 668	119, 581, 022	120, 727, 690	120, 064, 181
エコシステム千葉 (袖ヶ浦市)	98, 038, 325	130, 803, 370	125, 414, 551	122, 659, 577
かずさクリーンシス テム (木更津市)	18, 258, 069	82, 556, 631	81, 973, 096	93, 093, 836
ナリコー (成田市)	2, 535, 170	8, 345, 788	9, 410, 115	12, 786, 774
合計	237, 890, 166	405, 412, 791	401, 695, 384	406, 565, 570

不燃ごみ処理料実績

委託業者	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
ガラ瀬戸埋立	110, 160 kg	101, 170 kg	91, 280kg	104, 680kg
天津小湊処分場経費	6, 178, 957 円	7, 755, 185 円	5, 776, 674 円	6, 377, 303 円
10 kgあたり経費	561 円	767 円	633 円	609 円
小型電子機器	35, 300kg	26, 820kg	22, 750kg	32, 470kg
再資源化引渡料	1, 359, 050 円	1, 032, 570 円	875, 875 円	1, 071, 510 円
10 kgあたり経費	385 円	385 円	385 円	330 円

ごみ処理手数料の現状

資料3

廃棄物処理手数料(指定袋証紙)の推移

区分	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 9 年度 (見込み)	
200 円	36, 950 枚 7, 390, 000 円	42, 330 枚 8, 466, 000 円	42, 040 枚 8, 408, 000 円	300 円	42, 000 枚 10, 500, 000 円
500 円	88, 550 枚 44, 275, 000 円	89, 200 枚 44, 600, 000 円	87, 100 枚 43, 550, 000 円	700 円	87, 000 枚 52, 200, 000 円
計	51, 665, 000 円	53, 066, 000 円	51, 958, 000 円		62, 700, 000 円

※ 令和9年度見込みは 10 月から施行した場合

10,742,000 円の増

可燃ごみの搬入量・持込手数料の推移

区分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 9 年度 (見込み)
家庭系	ゴミ量	589, 730 kg	500, 510 kg	525, 860 kg	500, 000 kg
	単価	50・70 円/10 kg	50・70 円/10 kg	50・70 円/10 kg	100 円/10 kg
事業系	ゴミ量	4, 569, 810 kg	4, 458, 960 kg	4, 316, 665 kg	4, 300, 000 kg
	単価	120 円/10 kg	160 円/10 kg	160 円/10 kg	200 円/10 kg
手数料 計		58, 905, 040 円	75, 908, 100 円	73, 736, 150 円	81, 650, 000 円

※ 令和9年度見込みは 10 月から施行した場合

7,913,850 円の増

合計 18, 655, 850円の増

	市 名	可燃20リットル	不燃20リットル	資源20リットル	その他
1	勝浦市	20円	無料	無料	
2	鴨川市	20円	無料	無料	
3	袖ヶ浦市	11円	11円	無料	有害ごみ・小型家電無料
4	富津市	20円	30リットル15円 20リットル換算10円	30リットル15円 20リットル換算10円	
5	南房総市	32円	指定袋なし	指定袋なし	
6	館山市	30リットル40円 20リットル換算26.6円	指定袋なし	指定袋なし	
7	君津市	20円	20円	指定袋なし	
8	柏市	無料	無料	指定袋なし	
9	鎌ヶ谷市	柏市の一部(旧沼南町)を含む クリーンセンターしらさぎ	無料	指定袋なし	
10	匝瑳市	20円		10円	区分は普通ごみと資源ごみ 普通ごみは可燃とガラ瀬戸 資源ゴミは金属を含む
12	銚子市	20円		10円	
14	旭市	20円		10円	
11	いすみ市	30円	10円	10円	
13	市原市	2027年度より有料化 1リットル1円 20リットル換算20円	1リットル1円 20リットル換算20円	指定袋なし	
15	浦安市	無料	無料	無料	
16	船橋市	無料	無料	無料	
17	市川市	無料	無料	無料	
18	成田市	無料	無料	無料	
19	富里市	無料	無料	無料	
20	習志野市	無料	無料	無料	
21	我孫子市	無料	無料	無料	
22	八千代市	12円	12円	指定袋なし	
23	印西市	印西地区環境整備事業組合: 印西クリーンセンターへ	無料	無料	
24	白井市	(印西市・白井市・栄町)	無料	無料	
25	東金市	東金市外三市町清掃組 合:環境クリーンセンター	15円	無料	
26	大網白里市	(東金市・大網白里市・山 武市・九十九里町)	15円	指定袋なし	
27	山武市	20円(22リットル)	20円11.4円	20円11.4円	
28	千葉市	16円(税込)	無料	指定袋なし	
29	野田市	但し住民には毎年無料引換 券120枚の配布がある	85円	85円	指定袋なし
30	木更津市	20円	20円	指定袋なし	
31	流山市	無料	指定袋なし	指定袋なし	無料(プラのみ)
32	四街道市	24円	24円	指定袋なし	
33	香取市	香取広域 (多古町神崎町は異なる 設定)	25リットル20円 20リットル換算16円	無料	無料
34	八街市	令和8年度から実施	1リットル1円 20リットル換算20円	1リットル0.5円 20リットル換算10円	
35	佐倉市	無料	無料	指定袋なし	容リ袋あり
36	松戸市	無料	指定袋なし	指定袋なし	無料(有害ごみのみ)
37	茂原市	長生郡広域	35円	無料	指定袋なし
有料自治体23市 但し野田市は無料に近い		野田市を除く 22市平均	野田市を除く 10市平均		
		20.6	15.84		

千葉県内37市 一般持込ごみ処理手数料一覧表

令和8年7月

資料5

	市 名	受入れ施設	可燃 10 k g	不燃 10 k g	資源 10 k g	粗大 10 k g	備 考
1	勝浦市		60			60	金物・プラスチック無料。不燃ごみ規定なし
2	鴨川市		70		無料	70	
3	袖ヶ浦市		100	100	無料	100	指定袋及び小型家電は無料。
4	富津市		90	90	90	90	指定袋は無料
5	南房総市		52	52	52	52	
6	館山市		60	50 k g 500円			指定袋は使わぬよう広報。 不燃ごみと粗大ごみは同様の扱いと思われる。
7	君津市		180	180	無料	1点430円	有害・指定袋は無料
8	柏市		198	198	198	198	
9	鎌ヶ谷市	柏市の一部（旧沼南町）を含む クリーンセンターしらざぎ	0	0	0	0	一般廃棄物の持込手数料の設定はない
10	匝瑳市	東房地区 クリーンセンター	100	100	100	100	指定袋は持込使用しないこと
11	銚子市		100	100	100	100	指定袋は持込使用しないこと
12	旭市		100	100	100	100	指定袋は持込使用しないこと
13	いすみ市		200	200	200	200	
14	市原市		200	200	200	200	
15	浦安市		220	220	220	200	
16	船橋市		0	0	0	0	一般廃棄物の持込手数料の設定はない
17	市川市		220	220	220	220	
18	成田市		0	0	0	0	一般廃棄物の持込手数料の設定はない
19	富里市		110	110	110	110	
20	習志野市		290	290	290	290	
21	我孫子市		300	300	300	300	
22	八千代市					150	指定袋を利用すること（資源ごみを除く）
23	印西市	印西地区環境整備事業組合：印西クリーンセンター （印西市・白井市・栄町）	0	0	0	0	一般廃棄物の持込手数料の設定はない
24	白井市		0	0	0	0	
25	東金市	東金市外三市町清掃組合：環境クリーンセンター （東金市・大網白里市・山武市・九十九里町）	130	130	130	130	指定袋でも有料
26	大網白里市		130	130	130	130	
27	山武市		130	130	130	130	
28	千葉市		270	270	★	指定単価	★古紙。ペットボトル・小型家電の持ち込みが無料
29	野田市		140	140	★無料	★★	★小型家電を含む ★★マットレスのみ10 k g 当たり440円
30	木更津市		200	200	200	200	
31	流山市		300	300	300	300	
32	四街道市					★200	原則不可★粗大ゴミのみ可、 マットレス、タイヤは別料金
33	香取市	香取広域	200	200	無料	200	
34	八街市		200	200	200	200	
35	佐倉市		350	350	350	350	
36	松戸市		220	220	220	220	マットレスのみ2,000円
37	茂原市		487.5	487.5	487.5	487.5	
	有料30市平均		180.3				
	有料28市平均			189.9			

Ⅲ 3. ごみ関係 (2) 排出源別ごみ量及び排出原単位

市町村名	合計 ①	ごみ総排出量				総人口 (外国人口 を含む)	1人1日当たりの排出量			
		搬入量(収集量+直接搬入量)		事業系ごみ ③	集団 回収量 ④		合計 (ごみ総排出量) *10 ⁵ /総人口 /366	生活系ごみ		事業系ごみ (事業系ごみ搬入 量)*10 ⁵ /総人口 /366
		生活系ごみ ②						家庭系ごみ (生活系ごみ搬入 量-資源ごみ搬入 量)*10 ⁵ /総人口 /366		
		家庭系ごみ ⑤	資源ごみ ⑥							
(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(人)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	
県 合 計	1,937,594	1,113,174	198,767	553,083	72,570	6,309,586	839	600	482	240
市 小 計	1,878,043	1,073,180	193,956	539,287	71,620	6,114,346	839	598	480	241
町 村 小 計	59,551	39,994	4,811	13,796	950	195,240	833	640	560	193
千葉市	335,511	164,586	32,950	130,485	7,490	978,554	937	572	460	364
銚子市	23,591	13,165	1,913	8,513	0	55,322	1,165	745	650	420
市川市	130,780	78,180	18,737	30,519	3,344	492,835	725	556	433	169
船橋市	190,338	117,822	8,504	48,291	15,721	648,380	802	599	496	203
館山市	18,120	10,522	1,788	5,810	0	44,328	1,117	759	649	358
木更津市	53,596	25,425	5,143	22,595	433	136,419	1,073	621	509	453
松戸市	132,774	71,472	12,771	33,137	15,394	497,993	728	547	392	182
野田市	38,075	23,701	2,683	7,866	3,825	153,614	677	537	422	140
茂原市	31,940	18,469	2,955	10,516	0	86,800	1,005	674	581	331
成田市	47,296	27,101	4,299	14,763	1,133	131,929	979	674	561	306
佐倉市	47,747	32,699	3,342	8,871	2,835	170,508	765	623	524	142
東金市	18,665	13,629	1,136	3,900	0	57,151	892	706	652	186
旭市	22,711	12,669	1,685	8,281	76	62,883	987	627	550	360
習志野市	55,652	32,450	4,911	16,498	1,793	175,027	869	611	507	258
柏市	128,777	65,045	24,204	39,528	0	435,202	808	560	408	248
勝浦市	5,771	2,974	983	1,781	33	15,758	1,001	692	516	309
市原市	84,071	55,334	7,385	19,466	1,886	268,806	855	657	562	198
流山市	57,296	30,691	4,346	13,969	8,290	210,462	744	562	398	181
八千代市	54,281	35,680	6,203	11,139	1,259	205,400	722	574	475	148
我孫子市	37,861	22,301	7,249	8,311	0	130,950	790	617	465	173
鴨川市	12,430	6,314	1,505	4,611	0	30,971	1,097	690	557	407
鎌ヶ谷市	29,215	16,903	5,178	6,577	557	109,362	730	566	422	164
君津市	26,335	13,764	3,034	9,485	52	80,557	893	571	467	322
富津市	15,036	8,309	1,512	5,125	90	41,279	995	656	550	339
浦安市	57,502	28,161	4,751	21,676	2,914	170,879	919	573	450	347
四街道市	25,626	17,349	3,222	4,384	671	94,817	738	612	500	126
袖ヶ浦市	20,524	12,862	2,422	4,726	514	65,926	851	655	533	196
八街市	20,908	14,708	2,472	3,577	151	66,750	856	709	602	146
印西市	33,239	20,082	4,465	7,409	1,283	111,021	818	636	494	182
白井市	18,641	10,823	2,546	5,051	221	62,784	811	591	471	220
富里市	15,775	10,421	640	4,346	368	49,659	868	629	573	239
南房総市	14,416	8,535	2,304	3,577	0	34,972	1,126	847	667	279
匝瑳市	9,660	6,601	588	2,351	120	33,920	778	589	532	189
香取市	23,891	14,416	3,490	5,436	549	70,917	920	711	555	209
山武市	13,300	9,626	809	2,640	225	48,505	749	600	542	149
いすみ市	11,665	8,104	911	2,650	0	35,438	899	695	625	204
大網白里市	15,027	12,287	920	1,427	393	48,268	851	770	696	81
酒々井町	6,817	4,417	180	1,927	293	20,303	917	658	594	259
栄町	5,171	3,310	304	958	599	19,905	710	578	454	131
神崎町	1,765	1,277	175	255	58	5,677	849	727	615	123
多古町	2,993	1,967	263	763	0	13,590	602	448	395	153
東庄町	3,812	2,685	512	615	0	12,946	805	675	567	130
九十九里町	5,108	4,140	297	671	0	14,421	968	841	784	127
芝山町	3,610	1,074	113	2,423	0	6,829	1,444	475	430	969
横芝光町	5,811	4,263	296	1,252	0	22,423	708	556	519	153
一宮町	4,053	2,725	346	982	0	12,379	895	678	601	217
睦沢町	1,787	1,238	170	379	0	6,642	735	579	509	156
長生村	3,322	2,711	251	360	0	13,536	671	598	547	73
白子町	3,082	2,180	202	700	0	10,603	794	614	562	180
長柄町	1,983	1,035	171	777	0	6,352	853	519	445	334
長南町	1,735	1,299	263	173	0	7,292	650	585	487	65
大多喜町	2,873	1,422	415	1,036	0	8,421	932	596	461	336
御宿町	2,858	1,890	443	525	0	7,040	1,109	905	734	204
鋸南町	2,771	2,361	410	0	0	6,881	1,100	1,100	937	0

排出原単位順位(少ない順)		
順位	市町村名	排出原単位 (合計)
1	多古町	602
2	長南町	650
3	長生村	671
4	野田市	677
5	横芝光町	708
6	栄町	710
7	八千代市	722
8	市川市	725
9	松戸市	728
10	鎌ヶ谷市	730
11	睦沢町	735
12	四街道市	738
13	流山市	744
14	山武市	749
15	佐倉市	765
16	匝瑳市	778
17	我孫子市	790
18	白子町	794
19	船橋市	802
20	東庄町	805
21	柏市	808
22	白井市	811
23	印西市	818
24	神崎町	849
25	袖ヶ浦市	851
26	大網白里市	851
27	長柄町	853
28	市原市	855
29	八街市	856
30	富里市	868
31	習志野市	869
32	東金市	892
33	君津市	893
34	一宮町	895
35	いすみ市	899
36	酒々井町	917
37	浦安市	919
38	香取市	920
39	大多喜町	932
40	千葉市	937
41	九十九里町	968
42	成田市	979
43	旭市	987
44	富津市	995
45	勝浦市	1001
46	茂原市	1005
47	木更津市	1073
48	鴨川市	1097
49	鋸南町	1100
50	御宿町	1109
51	館山市	1117
52	南房総市	1126
53	銚子市	1165
54	芝山町	1444
県平均		839

排出原単位順位(少ない順)		
順位	市町村名	排出原単位 (生活系)
1	多古町	448
2	芝山町	475
3	長柄町	519
4	野田市	537
5	松戸市	547
6	横芝光町	556
7	市川市	556
8	柏市	560
9	流山市	562
10	鎌ヶ谷市	566
11	君津市	571
12	千葉市	572
13	浦安市	573
14	八千代市	574
15	栄町	578
16	睦沢町	579
17	長南町	585
18	匝瑳市	589
19	白井市	591
20	大多喜町	596
21	長生村	598
22	船橋市	599
23	山武市	600
24	習志野市	611
25	四街道市	612
26	白子町	614
27	我孫子市	617
28	木更津市	621
29	佐倉市	623
30	旭市	627
31	富里市	629
32	印西市	636
33	袖ヶ浦市	655
34	富津市	656
35	市原市	657
36	酒々井町	658
37	成田市	674
38	茂原市	674
39	東庄町	675
40	一宮町	678
41	鴨川市	690
42	勝浦市	692
43	いすみ市	695
44	東金市	706
45	八街市	709
46	香取市	711
47	神崎町	727
48	銚子市	745
49	館山市	759
50	大網白里市	770
51	九十九里町	841
52	南房総市	847
53	御宿町	905
54	鋸南町	1100
県平均		600

排出原単位順位(少ない順)		
順位	市町村名	排出原単位 (家庭系)
1	松戸市	392
2	多古町	395
3	流山市	398
4	柏市	408
5	野田市	422
6	鎌ヶ谷市	422
7	芝山町	430
8	市川市	433
9	長柄町	445
10	浦安市	450
11	栄町	454
12	千葉市	460
13	大多喜町	461
14	我孫子市	465
15	君津市	467
16	白井市	471
17	八千代市	475
18	長南町	487
19	印西市	494
20	船橋市	496
21	四街道市	500
22	習志野市	507
23	木更津市	509
24	睦沢町	509
25	勝浦市	516
26	横芝光町	519
27	佐倉市	524
28	匝瑳市	532
29	袖ヶ浦市	533
30	山武市	542
31	長生村	547
32	富津市	550
33	旭市	550
34	香取市	555
35	鴨川市	557
36	成田市	561
37	白子町	562
38	市原市	562
39	東庄町	567
40	富里市	573
41	茂原市	581
42	酒々井町	594
43	一宮町	601
44	八街市	602
45	神崎町	615
46	いすみ市	625
47	館山市	649
48	銚子市	650
49	東金市	652
50	南房総市	667
51	大網白里市	696
52	御宿町	734
53	九十九里町	784
54	鋸南町	937
県平均		482

排出原単位順位(少ない順)		
順位	市町村名	排出原単位 (事業系)
1	鋸南町	0
2	長南町	65
3	長生村	73
4	大網白里市	81
5	神崎町	123
6	四街道市	126
7	九十九里町	127
8	東庄町	130
9	栄町	131
10	野田市	140
11	佐倉市	142
12	八街市	146
13	八千代市	148
14	山武市	149
15	横芝光町	153
16	多古町	153
17	睦沢町	156
18	鎌ヶ谷市	164
19	市川市	169
20	我孫子市	173
21	白子町	180
22	流山市	181
23	松戸市	182
24	印西市	182
25	東金市	186
26	匝瑳市	189
27	袖ヶ浦市	196
28	市原市	198
29	船橋市	203
30	御宿町	204
31	いすみ市	204
32	香取市	209
33	一宮町	217
34	白井市	220
35	富里市	239
36	柏市	248
37	習志野市	258
38	酒々井町	259
39	南房総市	279
40	成田市	306
41	勝浦市	309
42	君津市	322
43	茂原市	331
44	長柄町	334
45	大多喜町	336
46	富津市	339
47	浦安市	347
48	館山市	358
49	旭市	360
50	千葉市	364
51	鴨川市	407
52	銚子市	420
53	木更津市	453
54	芝山町	969
県平均		240

1 2 ページ
は、資料の都
合により欠
番とする。

資料 1

令和 8 年度使用料・手数料等の見直し

区 分	現 行	改定案
1 浄化槽清掃業許可申請手数料	3, 000 円	5, 000 円
2 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	3, 000 円	5, 000 円

改定理由

- ・ 1 件当たりの事務処理人件費・物件費 7, 5 0 8 円
- ・ 近隣市の状況を考慮

近隣市の状況

区 分	鴨川市	館山市	南房総市	君津市	勝浦市
1	3, 000 円	5, 000 円	5, 000 円	10, 000 円	10, 000 円
2	3, 000 円	5, 000 円	3, 000 円	4, 000 円	5, 000 円

処理件数

区 分	R 5	R 6	R 7	R 8
1	0	8	0	8
2	0	0	0	未定

○鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成17年2月11日

条例第117号

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第27条 第23条第1項に規定する許可(浄化槽清掃業の許可を除く。)若しくは法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者又はこれらの許可に係る許可証の再交付を受けようとする者は、鴨川市手数料条例(平成17年鴨川市条例第53号)に定める手数料を納付しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請手数料等)

第27条の2 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、鴨川市手数料条例に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、浄化槽清掃業に係る許可証の再交付を受けようとする者について準用する。

○鴨川市手数料条例

平成17年2月11日

条例第53号

別表(第3条、第4条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可申請手数料	1件につき 3,000円

第2次鴨川市環境基本計画

概要版



平成29年3月
鴨川市

1. 本計画について

鴨川市環境基本計画は、鴨川市環境条例第3条に定める基本理念を踏まえ、市域の環境課題や地球環境の課題に対処するとともに、地域環境の保全と活用を通じてまちづくりに寄与し、良好な環境を将来世代に引き継いでいくことを目的として、様々な取り組みの方向性を総合的にまとめた基本的な計画です。

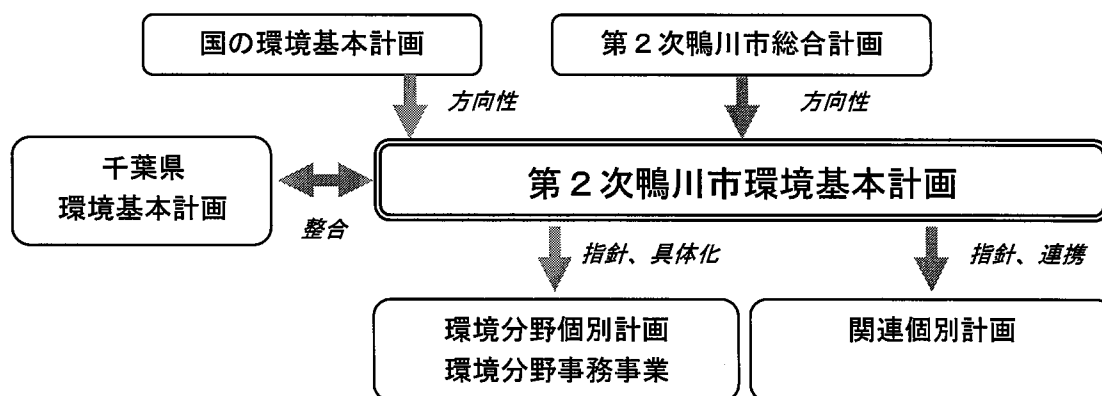
本市は、平成17年2月に鴨川市環境条例を制定し、同条例第8条により、平成19年3月に平成28年度までを計画期間とする鴨川市環境基本計画を策定して、計画の推進を図ってきました。

本計画は、鴨川市環境基本計画（平成19～28年度）の計画期間終了をもって、計画の改定を行ったものです。

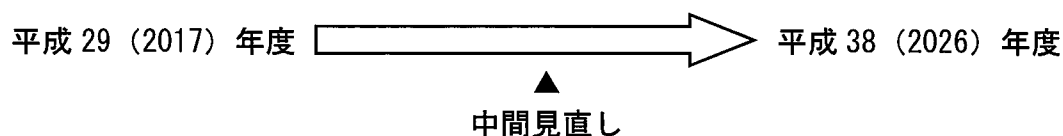
(1) 位置付け

本計画は、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となるものです。国の環境基本計画の枠組みや方向性、県の環境施策との整合を図るとともに、上位計画である第2次鴨川市総合計画を踏まえて策定しました。

また、環境分野の個別計画や事務事業に方向性を示して具体化を進めるとともに、各分野で関連する個別計画に指針を示して連携を図ります。



(2) 計画の期間



(3) 計画の推進主体

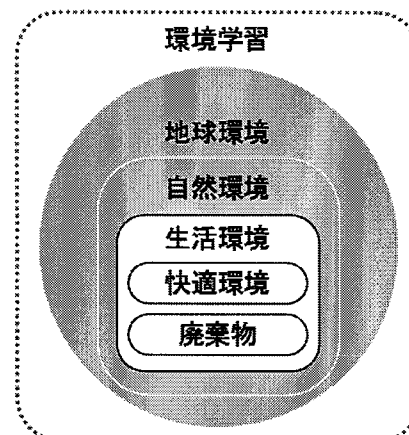
本計画の推進主体は、市民・事業者・滞在者・市です。それぞれの主体の役割は、鴨川市環境条例第4条から第7条までに定められています。

(3) 計画の対象

対象とする地域：鴨川市域全体

対象とする環境の範囲

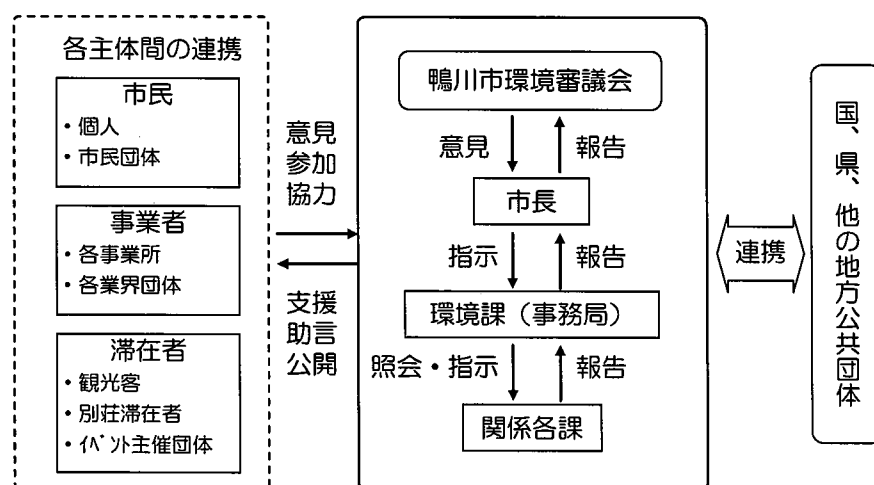
自然環境	自然生態系、重要な野生動植物種、有害生物種
快適環境	歴史的環境、緑と水に親しむ環境、身近な景観
廃棄物	廃棄物、廃棄物処理システム
生活環境	大気質、水質、近隣環境（騒音、美観、不法投棄等）、地盤環境
地球環境	エネルギー（温室効果ガス排出要因として）、気候変動
環境学習	環境に関する情報・啓発、学習、市民参加・協働



(4) 計画の推進と進行管理

本計画を総合的に推進していくためには、市民・事業者・滞在者・市の各主体が役割を果たすとともに、市民・事業者・滞在者が参加し、市と情報や意見を交換して、様々な意見を施策の実施に活かすことが重要です。そのため、以下の体制をもって、市民・事業者・滞在者・市の互いの協力・連携を進めていきます。

また、広域的な取り組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体などと協力してその推進に努めます。



本計画の進行に当たっては、各施策の担当課に施策の実施状況等を調査し公表するとともに、鴨川市環境審議会に報告し、計画の推進に関する意見を求めます。

2. 施策体系



3. 主な施策（重点項目）

基本施策は、市の取り組むべき施策の方向を示すもので、それらをもとに各担当課が具体的な事業に取り組んでいきます。また、特に推進を図るべきものについて重点項目と位置付け、集中的に取り組む、進行管理を行うことにより、計画全体の推進力の強化を図ります。

方針	基本施策の 重点項目	内容
3	②有害鳥獣 への対応	房総丘陵に生息する野生のサル、シカ、イノシシなどによる農作物等の被害を防止し、適正な保護管理対策を行うことにより、自然と地域住民生活及び産業との調和を図ります。また、捕獲駆除における狩猟のルールやマナーの遵守徹底を図ります。 《主な事業》 ・有害鳥獣対策事業。有害鳥獣の捕獲駆除の委託や補助、防護柵設置補助を行う。
4	④里山や中山間地域の 地域資源の保全 と活用	大山千枚田と地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」を核として、里山や中山間地域における地域資源の保全と活用を図ります。 《主な事業》 ・地域資源総合管理施設管理運営事業。棚田倶楽部の指定管理、中山間地域等直接支払交付金による営農支援を行う。
5	⑤ポイ捨て や不法投 棄の防止	市民・事業者と連携して、条例の周知、啓発、パトロールなどの活動を行うことで、ポイ捨てや不法投棄の防止を図ります。 《主な事業》 ・不法投棄監視員及び監視用カメラの設置。鴨川市不法投棄監視員制度の運用、監視用カメラの設置と運用、千葉県警察環境監視員の採用を行う。 ・鴨川市まちをきれいにする条例の運用。
5	⑥美化活動 の推進	ごみゼロ運動などの環境美化活動を、市民と連携して推進します。また、学校行事の中で、環境美化活動に取り組みます。 《主な事業》 ・環境美化活動の推進。海岸ボランティア清掃、ごみゼロ運動や地区一斉清掃などを行う。
6	①ごみの排 出抑制	マイバッグや包装抑制など、ごみの排出抑制の啓発に取り組めます。また、ごみの有料化によりごみの排出を抑制するとともに、ごみ処理費用の負担の公平化を図ります。 《主な事業》 ・ごみの排出抑制と処理費用負担の公平化。指定袋によるごみの排出。 ・ごみの減量化等に関する啓発。リサイクルマーケットを開催する。 ・鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の運用。

方針	基本施策の 重点項目	内容
6	②資源化の 推進	ごみの資源化を広く周知させるとともに、集団回収の支援や、生ごみの自家処理を促進することで、分別の徹底と資源化の推進を図ります。 《主な事業》 ・ごみの出し方・分け方の個別配布を行う。 ・資源ごみ集団推進事業。市内各種市民団体に対し、資源物の回収量に応じた補助を行う。 ・生ごみ肥料化容器購入推進事業。コンポスト容器や生ごみ処理機の購入に対して補助を行う。
8	①浄化槽利 用の促進	家庭用合併処理浄化槽の設置を支援します。また、浄化槽普及促進のため、排水経路のない場合、市道管理上支障がない範囲において排水接続を認めます。 《主な事業》 ・家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金。単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽への付け替えに対して助成を行う。
10	②生活マナ ーに関する啓 発	ポイ捨てやフン害、近隣騒音など、生活マナーについて、啓発を進めることにより、維持向上を図ります。 《主な事業》 ・鴨川市環境基本条例、騒音規制法、振動規制法の運用。 ・ポイ捨てやフン害の注意看板の配布・設置
11	①省エネル ギー対策 の促進	市民・事業者に対して、省エネ行動の啓発と、省エネ対策の情報提供に努めます。 《主な事業》 ・地球温暖化対策の啓発。地球温暖化対策として市民・事業者にも望まれる省エネルギーのための行動や対策について、広報誌、市ホームページ、パンフレットなどによる啓発を行う。
15	①学校にお ける環境 学習の推 進	小・中学校において、自然体験学習会の実施、身近な自然を活かした花壇やビオトープ等の教育空間の整備により、環境学習を推進します 《主な事業》 ・花壇コンクール。市内小中学校において花壇コンクールを開催する。 ・学校との環境教育の連携。市内小中学校に対して、環境情報の提供・発信、学校の環境教育の支援を行う。

4. 地球温暖化対策

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を包括し、市民・事業者・滞在者・市の取り組みと、国・県の取り組みとを総合して、国の温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目指します。

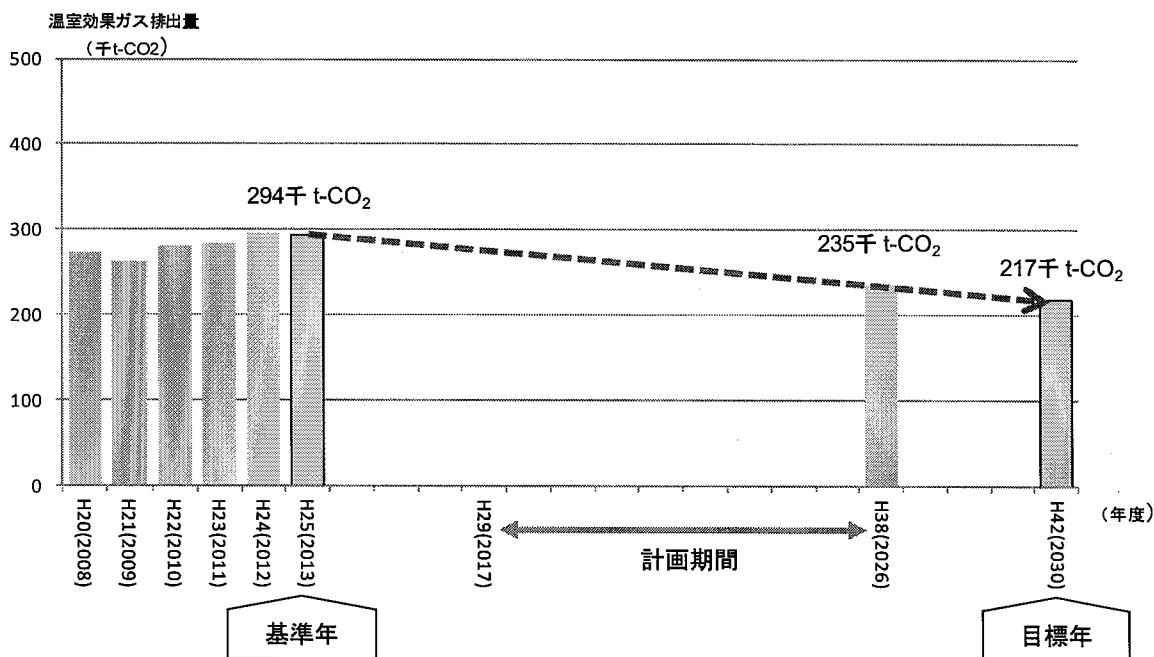
【国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出削減目標】

○平成 42（2030）年までに平成 25（2013）年比で 26%削減する（電力源の構成の影響を含む）（5年ごとに検証、更新を予定）

○長期的には平成 62（2050）年度までに 80%削減する

鴨川市域における温室効果ガス排出削減目標

基準年	平成 25（2013）年度	現況値	294 千 t-CO ₂	
目標年	平成 42（2030）年度	目標値	217 千 t-CO ₂	基準年比 26%減
計画期間	平成 38（2026）年度	経過値	235 千 t-CO ₂	基準年比 20%減
対象分野	エネルギー起源 CO ₂ （産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門） 及び廃棄物部門			



5. エコライフの行動指針

本計画の推進においては、地球温暖化対策 3R、近隣環境への配慮など、市民・事業者・滞在者の自主的な取り組みが必要となることが多くあります。それらの取り組みをエコライフとして、その実践に向けた行動の指針を示します。（概要版として計画書から主なものを抜粋しています。）

(1) 地球温暖化対策を進めるために

地球温暖化は、一人ひとりの暮らしや事業活動の日常的なエネルギー消費から生じる二酸化炭素が大きな要因の一つとなっています。そのため、省エネルギーや再生可能エネルギー導入によってそれらの二酸化炭素排出を減らしていく必要があります。市民・事業者・滞在者の自主的な取り組みが求められています。

また、ごみの焼却処理においても、廃プラスチック等の燃焼によって二酸化炭素が発生するため、ごみの排出抑制も重要です。

■望まれる取り組み

- ・建物や給湯機器、家電等には、エネルギー効率の優れたものを使用しましょう。
- ・使わない照明は消すなど、こまめな省エネルギーに取り組みましょう。
- ・炊事・洗濯・風呂など水の使用は、節水・再利用に努めましょう。
- ・太陽光発電や太陽熱温水器など再生可能エネルギーの活用にも努めましょう。
- ・エコドライブ（下表）に努めましょう。

ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進する。
加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がける。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなる。
減速時は早めにアクセルを離す	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離し、エンジンプレーキを活用する。
エアコンの使用は適切に	車のエアコン使用は燃費を悪くする。車内を冷却・除湿する機能のため、暖房のみのときはエアコンスイッチ（A/C）を切る。
ムダなアイドリングはやめる（安全の確保を前提として）	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングを止める。また、基本的に暖機運転は不要。
渋滞を避け、余裕をもって出発	渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、渋滞を避け、道に迷わないようにする。
タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧不足は燃費を悪化させる。エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリ・ナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善する。
不要な荷物は積まない	積んでいる荷物の重さは燃費に大きく影響する。
走行の妨げとなる駐車をしない	交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらす。
自分の燃費を把握する	日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できる。

- ・自動車の購入時には、低公害車、低燃費車等を選びましょう。
- ・自転車・公共交通機関の利用や徒歩に努め、できる限り自動車の利用を減らしましょう。
- ・ごみの排出抑制のため、3Rに努めましょう。（後段参照）

(2) 3Rを進めるために

現代の社会で進んでいる資源の大量廃棄は、環境汚染、ごみ処理費用の増大、最終処分場の確保の困難、地球温暖化など環境の様々な課題につながっています。そのため、すべての市民・事業者・滞在者が、ごみの発生抑制（リデュース）に努めるとともに、再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）に協力・参加することが求められています。

■望まれる取り組み

- ・必要なものを必要な量だけ購入し、修理・修繕しながら大切に使いましょう。
- ・食品の購入や調理は必要な量だけに留め、無駄が出ないようにしましょう。
- ・レジ袋の削減、簡易包装の推進等ごみとなるものの減量に取り組みましょう。
- ・できる限り簡易包装の商品や詰め替え用の製品を購入し、使い捨て製品はなるべく購入しないようにしましょう。
- ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化をしましょう。
- ・生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理機等を活用して堆肥化するなど減量に努めましょう。
- ・事業活動において、ごみの発生が少ない商品の開発や製造工程の整備を行いましょう。

(3) 身近な環境をきれいに保つために

私たちがお互いに、気持ちよく安心して暮らしていくためには、放置されたごみや騒音などをなくし、身近な環境をきれいに保つことが必要です。そのために、一人ひとりの心がけと協力が求められています。

■望まれる取り組み

- ・海岸など行楽地で出たごみは持ち帰りましょう。
- ・海岸や河川では、釣りのごみや釣針は放置せず、必ず持ち帰りましょう。
- ・ごみゼロ運動などの環境美化活動に、積極的に参加・協力しましょう。
- ・ごみの分別の徹底やポイ捨ての禁止など、ごみ処理マナーを守りましょう。
- ・ごみを出す曜日、時間、場所など、ごみ出しルールを守りましょう。
- ・ごみ集積所は適正に管理しましょう。
- ・不法投棄をされないよう所有地の草刈等を行い、適正に管理しましょう。
- ・家庭等から出るビニール、プラスチックごみ等は野外焼却せず、適正に処理しましょう。
- ・不法投棄の情報提供など、不法投棄監視に協力しましょう。
- ・犬の無駄吠えの予防や散歩中の係留、フンの持ち帰り、猫の室内飼育など、責任を持ってペットを飼育しましょう。
- ・近隣に迷惑となるような騒音は出しません。
- ・産業廃棄物の運搬・処理を委託する場合は、マニフェスト制度を適正に実行しましょう。
- ・屋外広告物や野外照明の設置は近隣の迷惑にならないよう適正に行い、良好な都市景観の保全に努めましょう。

(4) 自然を大切にするために

本市では、温暖な気候、豊かな水と土、多彩な緑など、様々な自然の恵みの中で暮らしや産業が営まれ、まちや文化が育まれてきました。これからも、自然を大切にしながら将来に活かしていくことが、本市に暮らす一人ひとりに求められています。

■望まれる取り組み

- ・所有する森林・農地を適切に管理しましょう。
- ・調理くずや廃食油の適正な処理、洗剤の適正な使用に努めましょう。
- ・合併処理浄化槽を設置するなど、海や河川、水路の水質保全に努めましょう。
- ・浄化槽は適正に維持・管理しましょう。
- ・ペットが野生化し、生態系に影響を及ぼすことがないように、管理・飼育しましょう。
- ・生態系を守るため、野生動物にはえさを与えないようにしましょう。
- ・森林の管理などボランティア活動に参加し、自然とふれあう場の保護に努めましょう。
- ・自然観察会や自然体験学習会等に参加・協力しましょう。
- ・自宅の塀を生け垣にしたり、庭に植栽するなど、庭の緑を育てていきましょう。
- ・公園の花壇の植栽や街路樹など、公共の場の維持・管理に参加・協力しましょう。
- ・歴史的・文化的な遺産や景観資源を大切にし、将来に継承しましょう。

(5) 協力・連携して環境に取り組むために

環境の課題の解決や、地域の環境づくりは、市の行政施策だけで進めることはできません。市民・事業者や滞在者、市が、互いに協力し連携していくことが必要不可欠です。そのため、環境について関心を持ち、学び、できることから実践し参加することが重要です。

■望まれる取り組み

- ・家庭で環境について学び、環境保全の取り組みをできることから実践しましょう。
- ・環境に関するイベント等の啓発行事や意識調査に、親子で参加・協力しましょう。
- ・子どもの環境学習に協力し、教材、用具、施設、場所の提供等の支援に努めましょう。
- ・広報誌やホームページなど、市が提供する環境に関するサービスや制度について理解を深め、積極的に活用しましょう。
- ・市民が主体者であるとの自覚に立ち、環境保全活動に積極的に取り組みましょう。
- ・環境保全団体の活動に関心を持ち、行事等に参加・協力しましょう。
- ・個人の知識や経験を活かし、地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
- ・事業活動に関連する環境情報を積極的に入手するとともに、環境に配慮した製品の紹介や環境に関する取り組み等についての正確な情報を公開・提供しましょう。

第3次鴨川市環境基本計画策定の考え方

1 趣旨

現行の第2次鴨川市環境基本計画(以下、現行計画という)が令和8年度をもって計画期間を終了することから、令和9年度を始期とする第3次鴨川市環境基本計画(以下、次期計画という)を策定するものです。

次期計画策定では、第3次鴨川市総合計画(第5次5か年計画)、鴨川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)や、持続可能な開発目標(SDGs)、国の第六次環境基本計画、第三次千葉県環境基本計画等の方針を踏まえて、環境の保全及び創造に関わる近年の社会情勢や政策動向、地域課題への対応を図ります。

2 現行計画以降の主な変化

- 温暖化防止を強化するため、日本を含む世界各国は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を掲げた。国は再エネを軸としたエネルギー対策を推進し、自治体に向けては地域脱炭素政策を示している。
- 気候変動の影響(災害、健康被害、生態系変化等)に対して、適応策が必要となっている。
- プラスチック汚染の防止とプラスチック資源の循環利用が世界の課題となっている。
- 食品ロスの問題が世界的に注目されている。
- 生物多様性保全に向け、陸域と水域の30%を保全する「30by30」が世界目標となっている。
- 市内においては、ごみ広域処理の新体制、鳥獣害の深刻化、遊休地・荒廃地の増加、空家・空地の増加、メガソーラー開発といった変化が見られる。

3 次期計画策定の要点

(1)自然環境関連

- 自然共生社会に向けて、市内の自然環境の現状を踏まえた、自然環境の保全と活用、及び鳥獣害等の問題の解決。
- 生物多様性に関する国・県の方針に対応した、生物多様性保全。

(2)快適環境関連

- 第3次鴨川市総合計画が示す地域の魅力づくりを、環境保全の面から推進。

(3)廃棄物関連

- 循環型社会形成に向けて、地域の現況を踏まえた、廃棄物の適正処理と資源循環利用。

(4)生活環境関連

- 安心・安全な市民生活を支えるための、公害防止や環境美化等。

(5)地球環境関連

- 国民目標である「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」、及び「鴨川市ゼロカーボンシティ宣言」(令和4年9月1日)に対応する、地域社会の脱炭素化(温暖化緩和策)。
- 気候変動の影響(水害、熱中症、農漁業への影響等)への対応(気候変動適応策)

(6)環境学習関連

- 市民が環境について知り、考え、行動するための、学習機会や協働の取組等。

鴨川市第3次環境基本計画策定に係る今後のスケジュール

(参考) 鴨川市第3次環境基本計画について

平成29年3月に「第2次鴨川市環境基本計画」が策定され、現行計画は令和8年度までの計画期間となっているため、令和8年度中には第3次計画を策定する必要がある。

策定後に、各所属及びホームページ等で周知を図る予定。

★ 策定スケジュール

- 令和8年5月14日（8社による指名競争入札を実施。）
前回と同じ、(株)リジオナル・プランニング・チームが落札し、5月15日付で契約。委託料は、5,093,000円。【令和9年3月26日（金）頃までの履行期限】以降、仕様書・工程表に基づく業務実施。（履行期限まで）
- 令和8年7月13日（市内の郵便局3か所へアンケートを持ち込み。）
18歳以上の市民：1,500名と、150の事業所へ依頼。
- 令和8年8月3日（第1回鴨川市環境審議会）
ゴミ手数料等の議題に併せ、環境基本計画のスケジュール等について説明。
（環境データ整理、アンケート調査実施・集計・分析、骨子案作成 等）
- 令和8年9月下旬頃（第2回鴨川市環境審議会）【コンサル同席】
骨子案の説明と進捗状況の報告等 （★ 環境審議会への諮問予定）
- 令和8年12月上旬～中旬（第3回鴨川市環境審議会）【コンサル同席】
素案の説明と進捗状況の報告等
- 令和9年1月中
パブリックコメントの実施（1カ月程度）
パブリックコメントを受けて計画の再調製を行い、市の考え方をホームページにて公表（2月中旬）
- 令和9年3月上旬（第4回鴨川市環境審議会）【コンサル同席】
第3次鴨川市環境基本計画に対する答申予定
- 令和9年3月下旬
コンサルからの成果品納品、完了検査等。終了後支払い。

※ 周知（4月中に市ホームページ掲載、広報かもがわへは5月号で掲載予定）

業務工程表

令和8年5月16日

鴨川市長 佐々木 久之 様

件名 第3次鴨川市環境基本計画策定支援業務
履行期間 令和8年5月15日から 令和9年3月26日まで

住所 東京都新宿区四谷二丁目11番地
名称 株式会社リジオナル・プランニング・チーム
代表者 代表取締役 山本 清治



業務	令和9年												備考
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計画準備													
上位・関連計画の資料収集整理													
環境に関連する各種データの収集整理													
市民・事業者意見の収集													鴨川市の自然特性、社会特性等のデータ収集、分析
アンケート内容検討													郵送用ラベルを市が作成
調査票印刷、WEB回答準備													LogoフォームによりWEB回答受付
調査票発送、回収													郵送回答の宛先は環境課
集計、速報作成													
分析、報告書作成													
庁内の環境関連施策・事業等の調査													第3次計画の環境関連施策・事業等の庁内調整は計画案作成まで実施
鴨川市環境基本計画骨子（案）の作成													
鴨川市環境基本計画案の作成													意見と対応のとりまとめ
パブリックコメントの実施、回答支援													
最終計画書・概要版（案）の作成（案の修正）													
計画書・概要版の作成													誤字等修正と印刷、納品
鴨川市環境審議会の運営支援													開催前資料準備、出席・助言、議事要旨作成等
庁内会議（検討会議）の運営支援													開催前資料準備、出席・助言、議事要旨作成等
打合せ協議等													初回・中間・納品時の3回を想定している他、会議出席時や状況に応じて打合せを、面会方式もしくはオンライン会議の手法にて実施

田原地区メガソーラー関連

1. 計画概要

事業者 AS 鴨川ソーラーパワー合同会社
代表社員 CES 千葉合同会社 職務執行者 本間理志
開発場所 鴨川市池田字小滝 6 9 0 番 1 の一部ほか 7 筆
開発目的 太陽光発電施設用地の造成
区域面積 2 5 0 . 0 1 8 5 ヘクタール
許可面積 1 4 6 . 2 3 2 2 ヘクタール
開発期間 平成 3 1 年 4 月 2 5 日 ～ 令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日

2. 各種法令の手続き状況

平成 2 6 年 3 月 3 1 日 FIT 認定 (FIT 法)
平成 3 1 年 4 月 2 5 日 林地開発許可 (森林法)
令和 元年 7 月 5 日 自然環境保全協定の締結 (自然環境保全条例)
令和 7 年 6 月 1 1 日 法第 2 1 条に基づく工事の届出
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

3. FIT 認定の状況

発電出力 (認定) 1 0 0 . 3 2 メガワット
認 定 日 平成 2 6 年 3 月 3 1 日
認定失効日 令和 5 年 3 月 3 1 日
(令和 8 年 1 月 9 日に認定失効を確認)

4. 事業の経過等

(1) 森林法

平成 3 1 年 4 月 2 5 日 林地開発許可
令和 3 年 4 月 3 0 日 林地開発行為休止届の提出
※ 休止理由 工事施工者の選任のため
休止期間 ～令和 3 年 8 月 3 1 日まで
※ 令和 3 年 4 月以降、合計 1 0 回の休止届の提出
(～令和 6 年 1 2 月 3 1 日)
令和 5 年 3 月 1 7 日 林地開発行為変更届の提出

田原地区メガソーラー関連

※ 変更内容 代表社員の変更

令和6年12月25日 林地開発行為再開届及び林地開発行為変更届の提出

※ 再開予定 令和7年1月1日～

※ 変更内容 工事施工者、林地開発行為の期間

令和7年 5月 7日 林地開発行為に着手

令和7年10月28日 林地開発許可条件違反に基づく工事一時中止及び復旧措置の指導

令和7年12月12日 事業者から復旧措置計画書の提出

令和8年 1月 7日 復旧措置計画書の一部承諾（以降、順次承諾）

令和8年 1月13日 事業継続の意思等の確認通知

令和8年 1月28日 事業者より継続の意向が示される

（2）盛土規制法

令和5年 5月26日 盛土規制法施行

令和7年 5月26日 盛土規制法規制開始

令和7年 6月11日 盛土規制法上の届出

令和7年10月24日 報告徴取・工事一時中止の指導

令和7年11月14日 事業者から報告の提出

（3）自然環境保全条例

平成29年1月～12月 自然環境調査を実施

令和 元年 7月 5日 自然環境保全協定の締結

※ 令和元年7月以降、10回の事業期間の延長に係る変更届を提出

令和6年2月～8月 補足の自然環境調査を実施

令和7年 2月25日 変更協定の締結

令和7年10月29日 残置森林の伐採の状況等の報告について要請

令和7年11月14日 事業者から一部報告の提出

令和7年12月15日 残置森林の伐採の状況等の報告について要請

令和8年 1月16日 事業者から一部報告の提出

令和8年 1月27日 事業者から一部報告の提出

田原地区メガソーラー関連

(4) その他

平成31年	3月19日	鴨川市と事業者が工事着工に係る協定を締結
令和7年	5月9日	千葉地裁館山支部へ調停申し立て
令和7年	7月3日	第1回調停
令和7年	10月29日	市民団体等から県へ要望書提出
令和7年	11月14日	鴨川市長と鴨川市議会議長連名により、千葉県へ 要望書提出
令和7年	11月18日	第一回鴨川市内における大規模太陽光発電施設計 画に関する有識者会議
令和7年	12月23日	鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関 する有識者会議委員による現地確認
令和8年	2月6日	第二回鴨川市内における大規模太陽光発電施設計 画に関する有識者会議
令和8年	3月18日	第三回鴨川市内における大規模太陽光発電施設計 画に関する有識者会議

鴨川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和7年5月

鴨 川 市

平成31年	3月	作成
令和7年	5月	変更

鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

目次

1	背景	1
(1)	国際的動向	1
(2)	国内的動向	1
2	計画の基本的事項	3
(1)	目的	3
(2)	計画の対象範囲	3
(3)	対象とする温室効果ガス	4
(4)	計画の期間等	4
(5)	計画の位置づけ	5
3	温室効果ガス排出量の状況	6
(1)	温室効果ガスの算定方法	6
(2)	温室効果ガス排出量の状況	6
4	目標	9
5	目標達成のための取組	10
(1)	基本方針	10
(2)	行動の改善	11
(3)	運用および設備の改善	12
(4)	意識の向上	13
6	計画の推進体制と進行管理	14
(1)	計画の推進体制	14
(2)	進行管理	16
(3)	公表	16
	資料編	17
1.	用語解説	18
2.	エネルギー消費量等データ	25

本文中に(*)を付した用語は資料編の用語解説で説明しています。

1 背景

(1) 国際的動向

1992年に国連気候変動枠組条約*（UNFCCC）が採択されて以来、締約国会議*（COP）で気候変動の緩和や適応の取組に関する決定が行われてきました。1997年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）で京都議定書*が採択されたほか、2010年のCOP16では2013年以降の国際的な枠組みとしてカンクン合意*が決定され、さらに2015年のCOP21では、2020年以降の国際的枠組みを決めるパリ協定*が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定は世界の平均気温の上昇を工業化前と比べて2℃より十分に下回る水準に抑制することを長期目標とし、先進国、途上国を問わずすべての国が参加する仕組みになっています。

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標*（SDGs）」には気候変動対策、持続可能なエネルギーの確保を含む17の目標（ゴール）が掲げられ、各国で取り組みが進められています。

2024年の第29回締約国会議（COP29）では、2035年までに先進国が途上国に年間3000億ドルの資金を調達することに合意しました。

また、日本は脱炭素技術や取り組みを発信しています。

(2) 国内的動向

京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）における日本の温室効果ガス排出量は、森林による吸収量と京都メカニズム*を加味して8.4%の削減となり目標である6%削減を達成しました。

2011年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を受けて、政府は2014年に第4次エネルギー基本計画*を改定し、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大を打ち出しました。

「エネルギー使用の合理化等に関する法律*（省エネ法）」は、震災後の2013年の改正において電気需要の平準化という考え方が追加されました。また建築物の省エネルギー性能を向上させるため、建築物に関する部分が省エネ法から独立し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」として2015年に制定されました。

2015年7月に日本は温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比-26%の水準とする約束草案を国連に提出し、これが2020年以降の新しい枠組みであるパリ協定における日本の目標となりました。

日本の約束草案及びパリ協定の採択を踏まえ、2016年5月、2021年10月、直近では2025年2月に地球温暖化対策計画*を閣議決定しました。同計画では2030年度の目標から2050年度カーボンニュートラルへ向けて直線的に歩いていくこととしました。対策としては、再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源を最大限活用し、次世代燃料の活用も踏まえ、エネルギーの低炭素化など、排出量を抜本的に削減する内容が盛り込まれました。

現在こうした状況を受け、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE*」、産業界における地球温暖化対策は、省エネ対策、再生可能エネルギー導入、低炭素技術の開発、パ

リユーチェーン全体の排出量削減など多岐にわたる対策が、自主的な地球温暖化対策である低炭素社会実行計画*、温室効果ガスを一定以上排出する事業者に、毎年度排出量を国に報告することを義務付けた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度*など多方面に渡った取組が行われています。

地方公共団体に対しては、地球温暖化対策の推進に関する法律*（以下、地球温暖化対策推進法）において、地域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施すること、また、自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等に関する実行計画を策定することが定められており、全国の自治体で削減に向けた取り組みが行われています。

2 計画の基本的事項

(1) 目的

「鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、本計画）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化防止の推進を図るため、鴨川市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 計画の対象範囲

本計画の範囲は鴨川市における全ての事務事業が対象となります。外部への委託、指定管理者制度等により行われる事務事業は対象外とします。ただし、受託者指定管理者に対しても排出削減に向けて協力を求めることとします。計画の対象とする部局及び施設は下表のとおりです。

表1 本計画における主な対象施設

部局名	主な施設名
管財契約課	本庁舎、太海フラワー磯釣りセンター、旧主基幼稚園、旧主基公民館分館
天津小湊支所	支所庁舎、コミュニティセンター小湊
生涯学習課	公民館、図書館、郷土資料館、市民ギャラリー、わんぱくハウス、東町集会所
学校教育課	小学校、中学校、旧大山幼稚園
学校給食センター	調理場
子ども支援課	認定こども園、旧江見幼稚園
健康推進課	総合保健福祉会館、天津小湊保健福祉センター、鴨川市福祉センター、江見老人憩いの家
国保病院	医療施設
スポーツ振興課	文化体育館、野球場、ソフトボール場、陸上競技場、サッカー場、体育センター、交流棟、小湊スポーツ館
水道課	水源施設、取水施設、浄水施設、配水施設、その他施設
清掃センター	鴨川清掃センター、天津小湊最終処分場
衛生センター	し尿処理施設
環境課	公衆トイレ
商工観光課	海岸倉庫、観光施設照明灯（城崎公園、神明橋、清澄駐車場、天津ポートパーク、神社下、汐入歩道橋、魅力体験広場）
危機管理課	防災無線、防犯灯、詰所、旧曾呂幼稚園
都市建設課	市道照明灯、公園、排水機場、屋外照明灯（浜荻漁民住宅、金束団地）
農林水産課	農道照明灯（江見線、成川線、北部道路）、施設照明灯（フィッシャリーナ）

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では7種類の温室効果ガスを定めていますが、本市の事務事業において排出されないと考えられるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は対象外とし、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを調査対象とします。

表2 法が定める温室効果ガスと本計画の対象

温室効果ガス	主な排出活動	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用、電気の使用、熱の使用、廃プラの焼却処分	電気の使用 燃料の使用 廃プラの焼却
メタン (CH ₄)	工業プロセス*、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の埋立処分、排水処理	自動車の走行 廃棄物の焼却 し尿処理 浄化槽による処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	工業プロセス、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、排水処理	自動車の走行 廃棄物の焼却 し尿処理 浄化槽による処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用	カーエアコンの使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用	(対象外)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出	(対象外)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体素子等の製造	(対象外)

(4) 計画の期間等

本計画の計画期間は、国の地球温暖化対策計画に合わせ2030年度までとし、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。基準年は2012年度（平成24年度）とします。

	2012年度 (H24)	...	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)			2030年度
期間中の事項	基準年		計画策定	計画開始			目標年度
計画期間					(5年ごとに見直し) 		

(5) 計画の位置づけ

本計画は地球温暖化対策推進法を根拠法とし、鴨川市環境基本計画の分野個別計画として位置づけられます。国の地球温暖化対策計画との整合を図ります。また鴨川市公共施設等総合管理計画との連携を図ります。

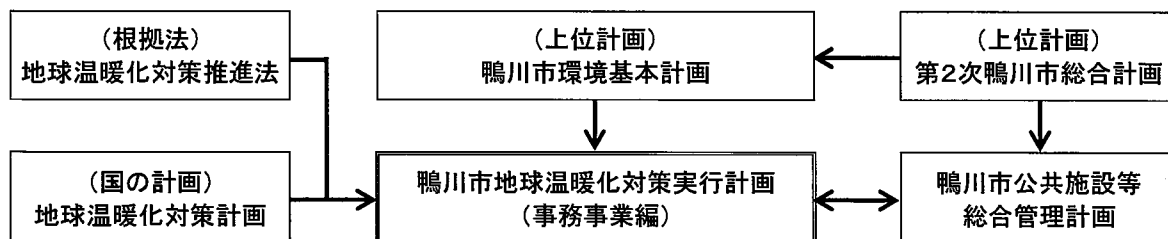


図1 上位計画、関連計画、法との関係

3 温室効果ガス排出量の状況

(1) 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0 平成 29 年 3 月」(環境省総合環境政策局 環境計画課)にもとづいています。

庁舎、学校、公共施設における電気・燃料消費量、公用車の燃料消費量及び走行距離、浄化槽の使用人数を集計し、それぞれの総和に排出係数*を乗じて温室効果ガス排出量を求めます。

(2) 温室効果ガス排出量の状況

a. ガス別排出量

基準年度(平成 24 年度)の温室効果ガス排出量は 13,073 トン、平成 29 年度は 12,521 トンで基準年度より 4.2%の減少となりました。令和 5 年度は、4,636 トンで、基準年度に比べ、64.5%減少となりました。これは、令和 4 年 9 月に鴨川清掃センターにおける廃棄物の焼却を休止し、市外事業者へ焼却処理を委託したことによるものです。ガス別の構成比をみると、いずれの年度も二酸化炭素が 97%以上と大半を占めています。

表 3 総排出量(ガス別、単位: トン CO₂)

	平成 24 年度(基準年度)	平成 29 年度	令和 5 年度
二酸化炭素	12,724 (97.33%)	12,188 (97.34%)	4,541 (97.95%)
メタン	94 (0.72%)	90 (0.72%)	59 (1.27%)
一酸化二窒素	252 (1.93%)	240 (1.92%)	33 (0.71%)
ハイドロフルオロカーボン	3 (0.02%)	3 (0.02%)	3 (0.06%)
総排出量	13,073 (100.0%)	12,521 (100.0%)	4,636 (100.0%)

()内は構成比

b. 発生源別排出量

温室効果ガスを発生源別にみると、いずれの年度でも電気・燃料の使用によるものが半数を超え、廃棄物の焼却によるものはそれに次いで4割程度となっていました。令和5年度廃棄物の焼却が0%となったため、電気・燃料の使用によるものが大半となりました。

したがって、基準年度と比較して35%減少しました。

表4 発生源別排出量（単位：トン CO₂）

	平成24年度（基準年度）	平成29年度	令和5年度
電気・燃料の使用	7,314 (55.95%)	6,579 (52.54%)	4,541 (97.95%)
廃棄物の焼却	5,644 (43.17%)	5,832 (46.58%)	0 (0.00%)
浄化槽の使用	80 (0.61%)	76 (0.61%)	67 (1.45%)
し尿処理	17 (0.13%)	17 (0.14%)	17 (0.37%)
自動車の走行	15 (0.12%)	14 (0.11%)	8 (0.17%)
カーエアコンの使用	3 (0.02%)	3 (0.02%)	3 (0.10%)
総排出量	13,073 (100.0%)	12,521 (100.0%)	4,636 (100.0%)

()内は構成比

c. 電気・燃料の使用による二酸化炭素排出量

発生源別排出量で最も排出量が多かった電気・燃料の使用による二酸化炭素排出量をエネルギー種別でみると、構成比ではいずれの年度でも電力が8割を超えています。基準年度ではこれに次いで重油が9.7%となっていますが、令和5年度では大きく減少しました。その他の燃料は1~6%程度となっています。

表5 エネルギー使用による二酸化炭素排出量（単位：トン CO₂）

	平成24年度（基準年度）	平成29年度	令和5年度
電力	5,939 (81.20%)	5,697 (86.59%)	4,029 (86.91%)
重油	711 (9.73%)	242 (3.68%)	114 (2.46%)
軽油	200 (2.73%)	187 (2.84%)	271 (5.85%)
灯油	190 (2.60%)	170 (2.59%)	83 (1.79%)
ガソリン	189 (2.58%)	212 (3.22%)	123 (2.65%)
プロパンガス	85 (1.16%)	71 (1.08%)	16 (0.34%)
合計	7,314 (100.0%)	6,579 (100.0%)	4,636 (100.0%)

()内は構成比

d. 部局別二酸化炭素排出量

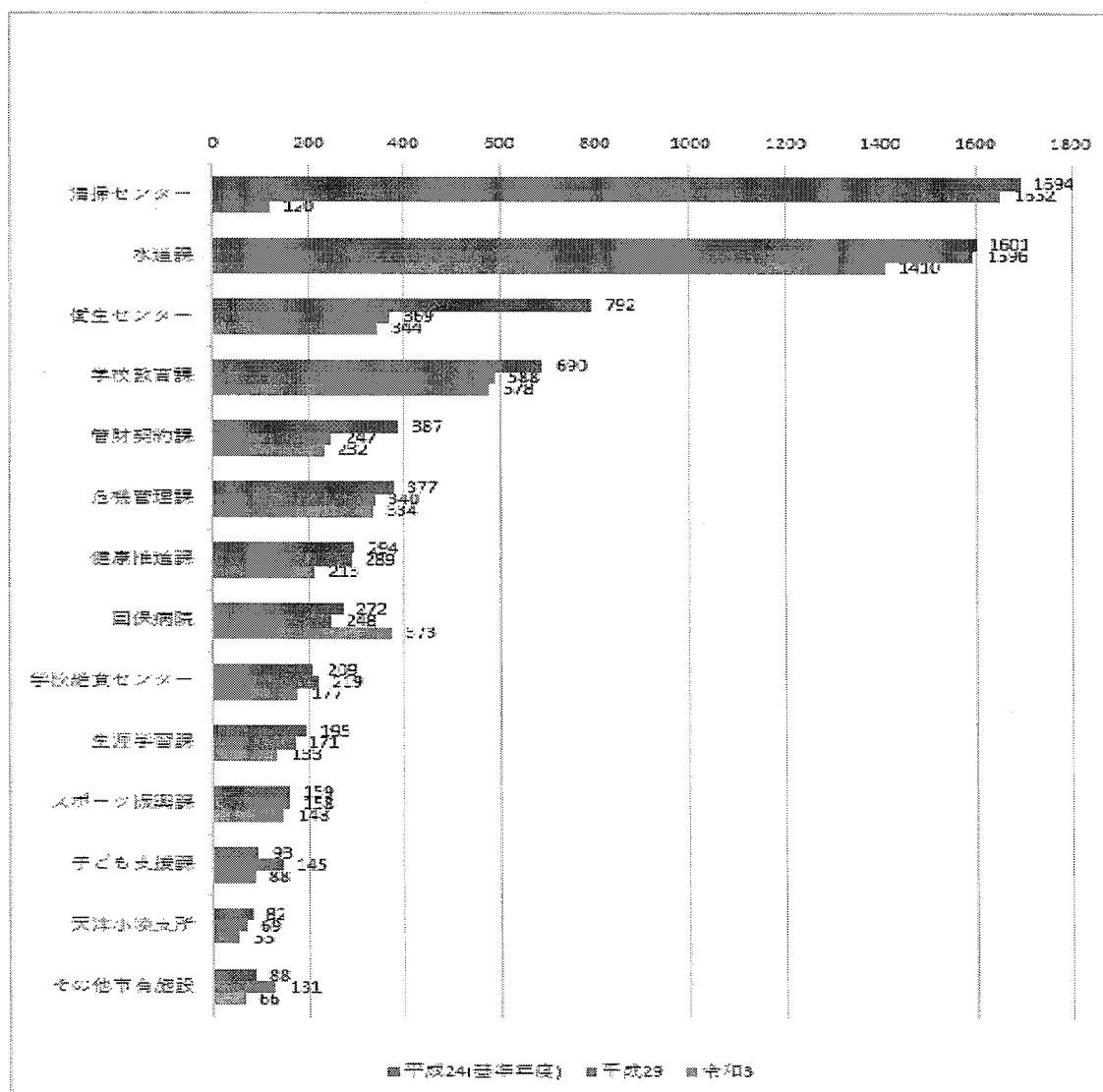
電気・燃料の使用による二酸化炭素排出量を部局別にみると、水道課が際立って多くなっています。水道課は浄水及び配水施設の電気使用量が主な要因となっています。

清掃センターでは、令和5年度において基準年より大きく減少しました。これは、令和4年9月から廃棄物の焼却施設を休止し、広域ごみ処分場へ運搬するための施設（クリーンステーション鴨川）へと移行したことにより、電力と重油が減少したためです。

衛生センターでは、平成29年度において基準年から大きく減少しましたが、これは汚泥の処理方式の変更により、重油の消費量が皆無となったためです。

国保病院では、令和2年度新病院完成に伴い、電力量の増加が推察されます。

ほとんどの部局で電力の使用による排出量が大半を占めていますが、学校給食センターでは重油による排出量が、健康推進課では灯油による排出量があります。



※ その他市有施設とは、市道、農道、公園、排水機場、観光施設、公衆トイレなど

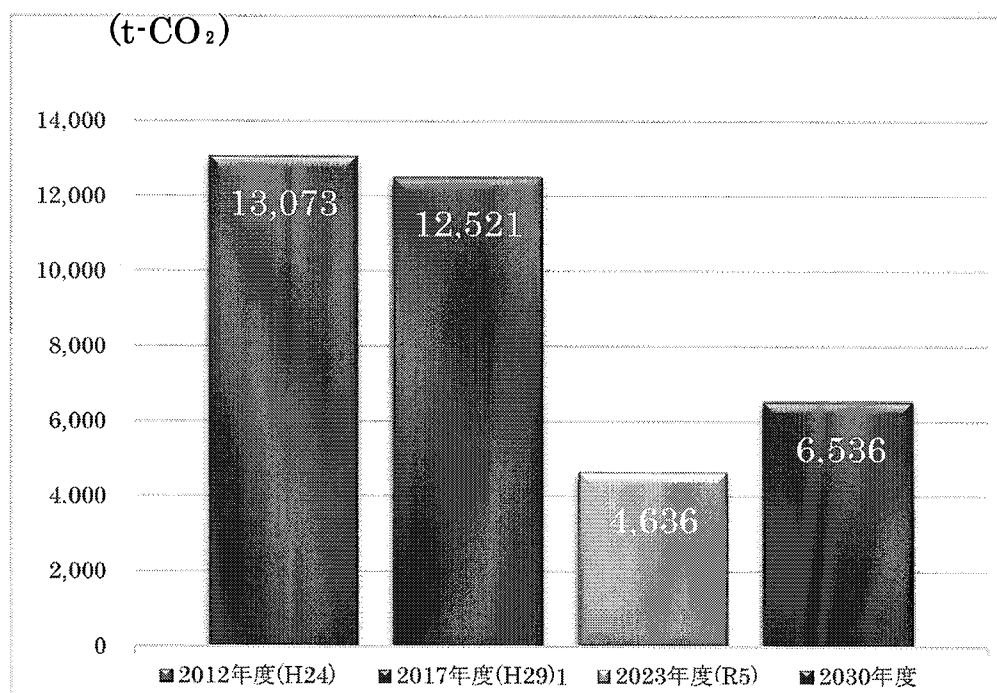
図2 部局別エネルギー起源CO₂排出量（自動車燃料を除く）

4 目標

国の地球温暖化対策計画では 2030 年度の中期目標として 26%の削減を掲げていますが、部門別にはばらつきがみられ、地方公共団体の一般的な事務事業が含まれる「業務その他部門」の目標は約 40%となっています。

本計画は国の地球温暖化対策計画との整合をとるものと位置づけられていることから、鴨川市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を以下のように設定しています。

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2012 年度）比で 50%削減することを目指す



3 目標のイメージ

「鴨川市公共施設等総合管理計画」によると築 30 年以上の建物が 65%を占めておりましたが、順次、施設の複合化、統合・再編を行っています。また、ごみの焼却処理については 2022 年 9 月から施設を休止し、市外事業者へ焼却処理を委託しました。2027 年度には、近隣自治体との広域処理へ移行する予定となっています。そのため、2023 年度までに市有施設のエネルギー消費量は大きく変動し、本計画の目標を大きく上回る 64.5%を削減する結果となりました。

これらの状況をふまえ、2023 年度は大幅な排出削減を達成できたことにより、2030 年度は当初の目標よりもさらに削減が期待できるとともに、さらなる対策を進めてまいります。

5 目標達成のための取組

(1) 基本方針

温室効果ガスの削減のためには、エネルギー消費量を削減するかエネルギーを低炭素化*する必要があります。そのためには設備そのものを改善するハード的な取り組みと、設備の運用改善や日常的な行動によるソフト的な取り組みがあります。

ハード的な取り組みは、コストはかかりますが大幅な排出削減が安定的に得られるというメリットがあります。一方、ソフト的な取り組みは、コストが全くかからないか僅かなコストで実行することが可能です。ただし、一つの行動での削減効果は小さいことから、職員一人一人の取り組みの積み重ねが求められます。ハード的な取り組みはただちに実行することは困難であり、まずはソフト的な取り組みを着実に実施しつつ、施設の更新・改修に合わせて導入する設備機器の省エネ化等について検討することが必要と考えられます。

また、本計画は今回一部を変更するものでありますが、今後職員の意識をよりいっそう向上させることが重要と考えられます。以上を踏まえ、引き続き以下の3つの基本方針を掲げることとします。

基本方針1 行動の改善

全職員は照明、パソコン、公用車、用紙類などの使用において省エネ、ごみの減量化など温室効果ガスの削減に向けた行動の改善に取り組みます。

基本方針2 運用および設備の改善

施設管理者は事務局と連携しつつ施設の設備の運用が、省エネルギーの観点から適切であるかを見直し改善に努めます。また、将来の設備の導入、施設の改修・計画のため、設備の省エネ性能、低炭素エネルギー、建物の断熱性等に関する情報を収集し導入の検討に努めます。

基本方針3 意識の向上

事務事業における温室効果ガスの削減のためには職員全員の参加が欠かせないことから、事務局は省エネに係る情報提供を行い全職員の意識の向上を図ります。

(2) 行動の改善

全職員は日常の業務の中で電気・燃料、その他資源の無駄な消費につながるような行動をできる限り減らすよう努めます。物品の購入にあたってはグリーン購入法*の基本方針に基づき、環境負荷の少ないものを選定するよう努めます。以下に具体的取組を示します。

取組項目	具体的取組
空調	クールビズ、ウォームビズ*を実践する カーテン・ブラインドを利用して開口部からの熱の流入流出を防ぐ 冷房を ON にする前に窓を開けて室内の暖気を入れ替える 扇風機・サーキュレータを使用して室温むらをなくす
照明	不要照明の消灯を徹底する 就業時間前、昼休み、就業時間後については、照明を限定し消灯に努める 晴天時には、業務に差し支えない範囲で窓際を消灯する
パソコン・OA機器	使用しないときはスリープモード（省電力モード）にする 退庁時には主電源を切る
電気機器	電気ポットは使用時間を限定し、低めの温度で保温する 温水洗浄便座の使用後には、必ずふたを閉める 職場にある電化製品の製造年度を確認・把握する
用紙	両面印刷を原則とする 片面印刷の用紙は記載情報を精査し、極力裏面をメモ用紙などに利用する 庁内における情報伝達は庁内メール・掲示板を原則とし、紙の使用を控える ミスコピーを防ぐため、コピー機使用後は必ずリセットする 冊子やパンフレット、ポスターなどの作成時には、内容や部数を十分精査し、削減に努める
公用車	エコ・ドライブ*を励行する 駐車時のアイドリングは控える 発進時にはふんわりアクセル「eスタート」を心がける 車間距離に余裕を持って、加速・減速の穏やかな運転に努める ハイブリッド車など環境負荷の小さい自動車を優先的に使用する ルートの合理化や相乗りなどにより効率的な使用に努める
水道水	こまめに蛇口を閉める、桶などに溜めて使うなど節水に努める 掃除や洗車をするときは、水を流しっぱなしにしない
グリーン購入	コピー用紙は古紙含有率が高いものを選定する 物品の購入の際は環境ラベル*付きのものを優先的に選定する 電気製品は省エネラベル*を参考に、省エネ性能の高い製品を選定する
廃棄物の減量化・リサイクル	ごみの分別を徹底し、資源化を進める マイボトルやマイ箸等の使用により、使い捨て製品の使用を削減する 事務用品などは可能な限り長期間使用する カレンダー、ポスター等の裏面を有効利用する 使用済み封筒やファイルの再利用を進める 使用済みの用紙やチラシ・カタログなどの雑紙は分別してリサイクルする
その他	ノー残業デーの徹底及び時間外勤務の縮減を図る 職員はエレベーターの使用を控える 業務委託事業者に対して、省エネ・廃棄物の減量の配慮を促す

(3) 運用および設備の改善

施設管理者は、職員の業務効率や施設利用者の快適性を維持しながら、設備の適切な運用改善によって省エネルギーを目指します。また、将来の設備の更新や施設の改修に向けて、設備の省エネ化、建物の断熱化、エネルギーの低炭素化などに係る情報を収集することに努めます。以下に具体的取組を示します。

取組項目	具体的取組
設備の運用改善	冷房時の室温は 28℃、暖房時は 20℃となるよう適正な温度設定とする 設備機器の定期的な点検・整備を行う 年に一度は空調機などのフィルターを掃除する 照明は定期的に清掃する 窓からの日射熱を抑える（緑のカーテン*、屋外ブラインド、オーニング*など） 止水弁の調整や節水コマ*の設置などにより水の無駄を抑える エコチューニング*による設備機器の運用改善などを検討する
設備の更新・導入	従来型の電球や蛍光灯をＬＥＤ*などの高効率照明に更新する 空調機、給湯機、ＯＡ機器などを省エネ効率の高い機器に更新する 節水型機器（節水型トイレ、自動水栓など）を導入する トイレに擬音（流水音）装置を導入する ＥＳＣＯ事業*による設備機器の効果的な更新を検討する
施設の計画・改修	エネルギー効率に配慮した施設の設計・整備や改修を行う 断熱材による壁面、屋上、床下の断熱性強化 断熱性の高い窓の導入（複層ガラス・Low-E ガラス*、樹脂製・木製サッシなど） 屋上、壁面の断熱塗装* 屋上緑化・壁面緑化 空調ゾーニング*の細分化 全熱交換型換気装置*の導入 照明エリア（スイッチ）の細分化 窓からの自然光にあわせて自動調光する照明 人感センサー*方式の照明の導入（トイレなど） タスクアンビエント照明*の検討 厨房施設の電化の検討 コージェネレーションシステム*の導入 蓄電システムの導入
公用車の管理・更新	定期的な点検・整備（タイヤの空気圧確認、エンジンオイル交換など）を行う ハイブリッド車、電気自動車などの次世代自動車の導入を進める ガソリン車、ディーゼル車については低燃費・低公害のものを選定する
エネルギーなどの管理	施設のエネルギー消費量、公用車の燃料消費量・走行距離を記録する ＢＥＭＳ*（ビルエネルギー管理システム）の導入を検討する 漏水の早期発見のため、定期的に水道使用量をチェックする
低炭素エネルギーの導入	再生可能エネルギー（太陽光発電、小風力発電、太陽熱など）の導入を検討する 低炭素電力（排出係数の小さい電力）の導入を検討する

(4) 意識の向上

事務局は、各施設から報告されるエネルギー消費量等のデータから温室効果ガス排出量を算定します。この結果を職員および施設管理者に示しながら、目標の達成に向けた行動・運用に関する情報提供を行い意識の向上に努めます。以下に具体的取組を示します。

取組項目	具体的取組
情報提供	定期的に職員の取組を促す啓発活動を行う 施設管理者に対して運用の改善、設備の改善を促す 指定管理者に対し省エネ、廃棄物削減の協力を求める
情報収集	エネルギー消費効率の高い設備機器について情報収集する 低炭素電力、再生可能エネルギーについて情報収集する
広報	毎年、温室効果ガスを算定し公表する 施設利用者に対し、省エネ・節水などについて説明し協力を求める

6 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

計画の取組を効率的に進め、実効性を確保していくためには、各職場において着実に取組を進めながら、取組状況の課題、新たな取組の検討等について定期的な進行管理を実施していく必要があります。

よって、以下の体制を整備し、役割を明確にすることで実効性のある計画の推進を図ります。

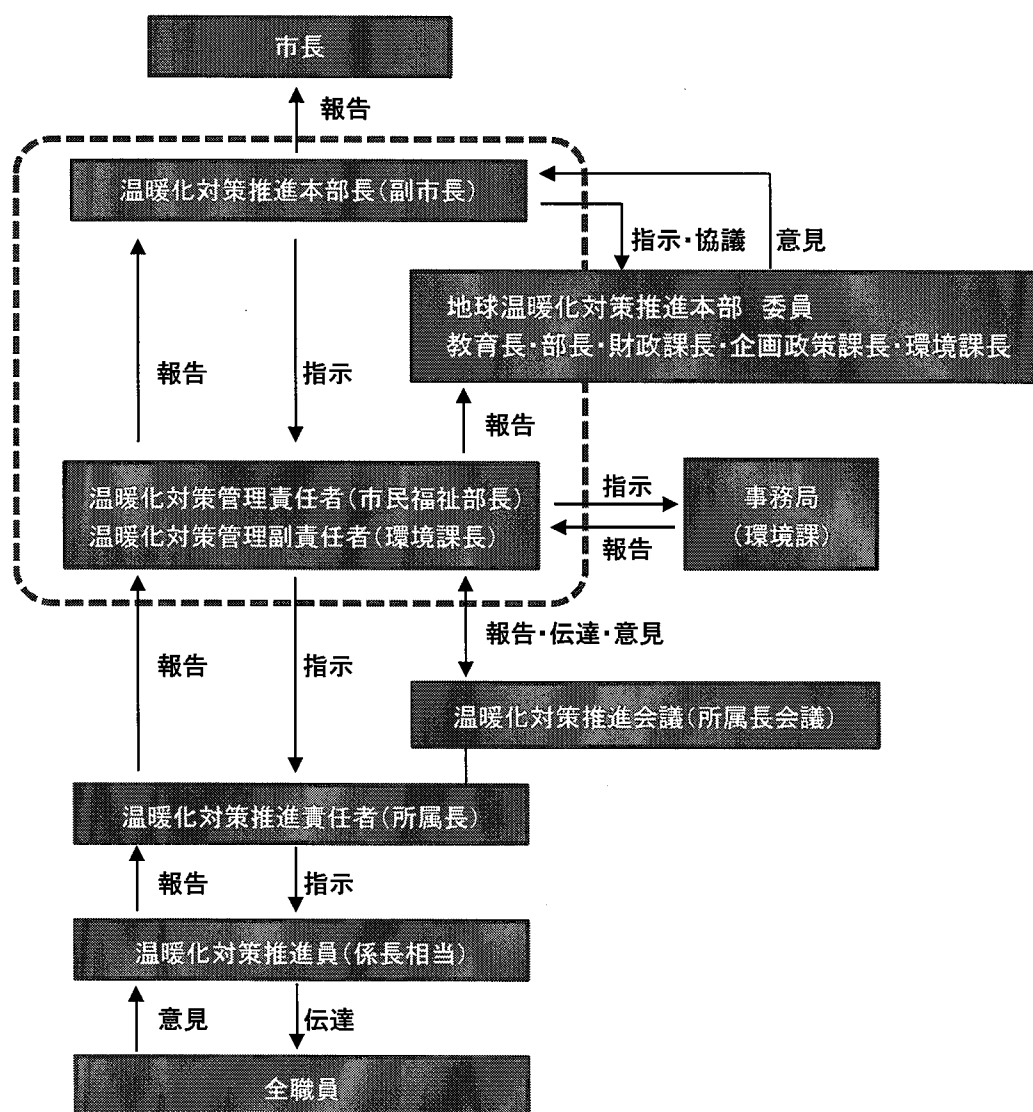


図4 体制図

【温暖化対策推進本部】

副市長、教育長、部長、財政課長、企画政策課長、環境課長で構成する。

副市長は本部長として、本計画に基づく地球温暖化対策を統括する。

地球温暖化対策を円滑に推進するため、各所属の取組状況を把握し、進捗状況に応じて、計画目標や取組の見直しについて協議をする。

【温暖化対策管理責任者】

市民福祉部長を管理責任者とし、推進責任者を統括し着実な取組を指示する。

なお、環境課長を副管理責任者とし、本計画に係る事務を統括する。

【温暖化対策推進会議】

温暖化対策推進会議（所属長会議をもって当てる）において、各所属の取組の進捗を報告するとともに、目標や取組について全庁で共有し、着実な取組を推進する。

【温暖化対策推進責任者】

温暖化対策推進責任者は所属長とし、所属の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの発生を抑制する取組を推進するとともに、取組状況について管理責任者に報告する。

【温暖化対策推進員】

係長相当職を原則とし、各所属1名を推進責任者が任命する。計画の内容や取組を所属職員に周知するとともに、取組状況の調査票を作成し、推進責任者に報告する。

【事務局】

事務局は、環境課に置く。推進責任者の報告を受け、取り纏めを行う。結果については、温暖化推進会議に報告する。

また、計画や取組の見直し等を要する場合は、温暖化対策本部へ諮るものとする。

計画の取組状況等について定期的に公表する。

(2) 進行管理

本計画を着実に推進するため、各所属において「5 目標達成のための取組」を基本として、温室効果ガスを削減するため行動します。

それらの取組状況や電気や燃料等の使用量について、温暖化対策推進員が取り纏め、温暖化対策推進責任者である所属長を通じて温暖化対策推進本部の事務局である環境課へ提出します。

事務局は、各所属からの報告書から温室効果ガスの排出量を算定し、各所属の取組状況等とともに温暖化対策推進本部へ報告します。

温暖化対策推進本部は、温室効果ガスの排出量の推移や取組状況等を確認し、必要に応じて次年度以降の対策について提案や指示を行い、計画の実効性・継続性を確保します。

(3) 公表

本計画の取組結果については、年1回市のホームページ上で公表します。

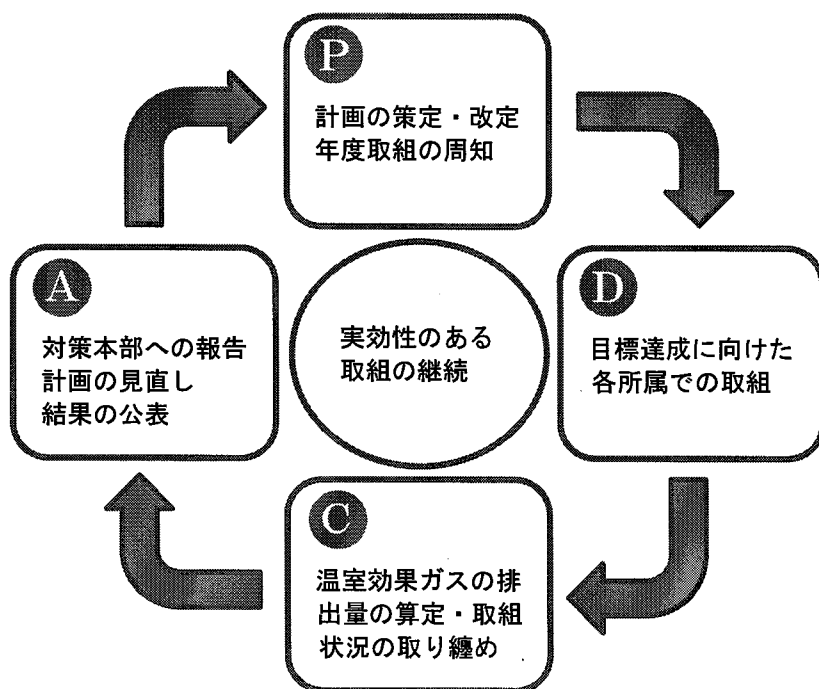


図5 進行管理のPDCAサイクル

資料編

1. 用語解説

【あ行】

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、過大な設備投資を行うことなく、設備機器・システムの適切な運用改善によって省エネルギー化を図ること。

エコ・ドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急加速・急ブレーキをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物はおろす、など。

エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法に基づき国が策定するもので、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。2003 年 10 月に最初の計画が策定された。2024 年 2 月に策定された第 7 次計画では再生可能エネルギーの主力電源化を進め、エネルギー自給率を高める取り組みが盛り込まれた。

エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

工場におけるエネルギーの合理的利用を目的に、1979 年に制定された。事業者へ適切な省エネ取組を義務付けるもので、事業者は年間の省エネ取組を定期報告し、国は取組状況を評価する。現在では、民生業務部門、運輸部門も対象とされている。

オーニング

建物の外側に設置して、日差しを調整したり、雨を避けたりする機能をもつ可動式テントのこと。建物内に入る日射を遮蔽して高い省エネ効果が得られる。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

地球温暖化対策推進法に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付けた制度。

【か行】

環境ラベル

環境保全に役立つ商品に貼付して国民に推奨する制度のこと。製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝える。消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されている。文章やマーク、広告などのさまざまな形態が存在する。（P23・24「主な環境ラベル」参照）

カンクン合意

メキシコのカンクンで開催されたCOP16 での合意文書。2050 年までの世界規模の大幅排出削減などを共有のビジョンとし、資金や技術面などでの途上国支援措置や、先進国、開発途上国の温室効果ガス削減対策について、測定・報告・検証のルールをそれぞれ定めるなどの内容となっている。

京都議定書

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動条約第 3 回締約国会議(COP3)で採択された温室効果ガス排出削減義務などを定めた議定書。先進国全体で少なくとも5%の削減(1990 年比)を目標とした。

京都メカニズム

海外で実施した温室効果ガスの排出削減量等を、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟性措置。京都議定書において定められた。共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引の3つの仕組みがある。

空調ゾーニング

空調設備が独立して可動する区域。空調ゾーニングを室区分、用途、使用時間のほかに熱負荷条件(建物の日当たり、階数、窓の位置や大きさなど)によって区画を細かく設定することによって無駄な空調を削減することができる。

クールビズ、ウォームビズ

職場での服装を夏は軽装、冬は厚着にすることで冷暖房によるエネルギー使用量を減らそうという運動。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律。国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進することなどを目的とする。循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつ。

工業プロセス

製品の製造工程。温室効果ガスの発生はエネルギーの使用によるもののほかに、製品の製造工程における化学反応によって発生するものがある。たとえばセメントや生石灰の製造工程において二酸化炭素が発生する。

コージェネレーションシステム

熱電併給システム。都市ガス、LPG、重油などを燃料として発電を行い、発生する排熱で温水や蒸気をつくり、給湯や暖房などに利用するシステム。エネルギー効率が 75~80%と高い。

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)

国連気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1992 年に採択され、日本は 1993 年に批准し、1994 年に発効した。

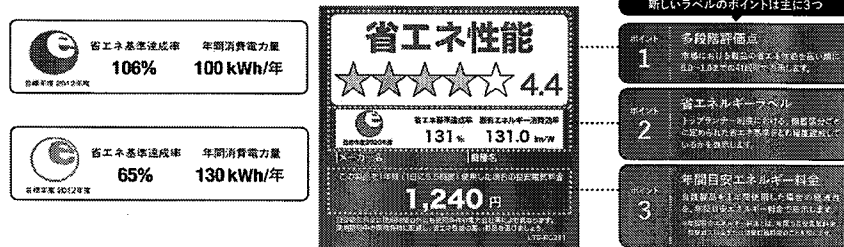
【さ行】

持続可能な開発目標 (SDGs)

2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

省エネラベル

省エネ法で定められた製品個々の省エネ性能が目標基準を達成しているかを表す省エネラベルと、製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて、省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示する統一省エネラベルがある



省エネラベル（左）と統一省エネラベル（右）

人感センサー

人体から放射される熱線を検知するセンサー。検知範囲内で人が動くときスイッチが ON になり、静止状態が続いたり検知範囲から離れると一定時間後に OFF になる。

節水コマ

蛇口の内部に取り付けて水道の開閉を行うコマの節水タイプのもの。通常のコマを節水コマに取り替えることで吐水量を減らすことができる。

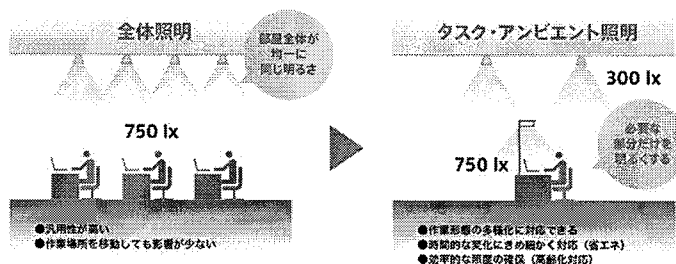
全熱交換型換気装置

室内空気の排気によって逃げる熱エネルギーを回収し、外気と熱交換することで換気による室内温度への影響を低減させる換気装置。全熱交換型には湿度を一定に保つ効果もある。

【た行】

タスクアンビエント照明

Task and Ambient Lighting。天井の照明と作業範囲の照明を併用する照明手法。天井照明のみで室内を均一の明るさにする手法に対して、天井照明を最低限に抑え、作業する個人がその作業範囲のみを個別の照明で明るくする方法。



全体照明（左）とタスクアンビエント照明（右）

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策法に基づいて 2016 年 5 月政府が策定した地球温暖化に関する総合計画。パリ協定における日本の目標などを目指すべき方向とした。また、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項や、目標達成のために国及び地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)での京都議定書の採択を受け、我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成 28 年には、パリ協定における 2030 年 26%削減の目標達成に向け改正された。

低炭素化

地球温暖化の最大の原因である二酸化炭素の排出を低く抑えること。例えば、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの導入量を拡大すること、二酸化炭素を排出する火力発電の割合を下げること。また化石燃料の種類でいうと、石炭や石油より天然ガスのほうが低炭素である。

締約国会議（COP）

締約国会議(COP)は、各条約の締約国会議(Conference of the Parties)を意味する略称として用いられるが、1997 年のいわゆる京都会議(COP3)以降、気候変動枠組条約締結国会議のことを一般的には指すことが多くなった。

【は行】

排出係数

温室効果ガスの排出原単位。例を挙げれば、ガソリン消費量1Lにつき二酸化炭素の排出量は 2.32kg であり、し尿処理量1m³につきメタンの排出量は 38g である。

パリ協定

2015 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された、2020 年以降の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである。この協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2 度未満に抑え、1.5 度未満に抑える努力をするという目標を掲げている。

壁面の断熱塗装

屋外からの熱の侵入を抑え、屋内の熱を逃げにくくする効果を持った塗装である。建物の外壁や内部に塗料を塗布することで太陽熱の熱伝導が抑えられ、夏場は涼しく、冬場は暖かく室内温度を快適に保つことができる。

【ま行】

緑のカーテン

建物の壁や窓を覆うように設置したネットに、ゴーヤやアサガオなどつる性の植物を這わせてカーテン状にしたもの。夏の日射遮蔽効果や蒸散(葉からの蒸発)のときに気化熱を奪うことによる温度低下の効果がある。

【アルファベット】

BEMS（ビルエネルギー管理システム）

Building Energy Management System。IT 技術を活用し、ビルや工場の室内状況を温度センサーなどによりリアルタイムで把握・表示し、室内状況に対応した照明・空調などの最適な運転を行うシステム。

COOL CHOICE（クール・チョイス）

パリ協定における日本の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。例えば省エネルギー性能の高い製品を購入する、公共交通機関を利用する、クールビズ・ウォームビズを実施するなど。

ESCO事業（Energy Service Company）

企業の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業のこと。ESCO 事業者は、省エネ診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など全てのサービスを提供する。ESCO 事業にかかるすべての経費は、省エネによる光熱水費の削減分で賄う。

LED

LED (Light Emitting Diode) は発光ダイオードと訳される。電流を流すと発光する半導体。従来の白熱電球や蛍光灯とくらべて省電力、長寿命であり、家庭内照明、街路灯、信号機などに普及している。

Low-E ガラス

複層ガラスに特殊な金属膜のコーティングを施し、可視光線はよく通しながら、紫外線や赤外線透過を防ぐ。通称エコガラス。

(参考) 主な環境ラベル

マーク	解説
	国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。
	カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム 商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO ₂ に換算して、商品やサービスに表示する。
	省エネラベリング制度 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができる。
	統一省エネラベル 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価を表示する。
	燃費基準達成車ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示を実施。
	低排出ガス車認定（平成17年及び21年基準） 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定する。
	エコマーク ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプI環境ラベル。
	エコリーフ環境ラベル 製品の環境情報を、ライフサイクルアセスメント（LCA）手法を用いて定量的に表示する。ISOの分類では、タイプIII環境ラベルに属する。
	グリーンマーク 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図る。
	間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示する。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資する。
	FSC®認証制度（森林認証制度） 適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証制度。
	PEFC 森林認証プログラム 持続可能な森林管理の国際基準（政府間プロセス基準）に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」、および、森林管理認証を受けた森林から生産された紙製品や木材製品など林産品に関して第三者認証するCoC認証がある。

マーク	解説
	バイオマスマーク 生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品を認定する。
	グリーン・エネルギー・マーク 本マークが表示されたものが、一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにする。製品、カタログ等に表示される。
	再生紙使用マーク 古紙パルプ配合率を示す自主的なマーク。古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用している。
	PCグリーンラベル パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル。適合製品を三ツ星によって格付けする。
	PET ボトルリサイクル推奨マーク 使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。
	エコガラス 遮熱・断熱性能に優れる Low-E 複層ガラスを板硝子協会会員各社（旭硝子、日本板硝子、セントラル硝子）がエコガラスという共通の呼称と共通ロゴマークを使用する。
	グリーン購入法適合ウィンドウフィルム グリーン購入法における基本方針にある日射調整フィルムの判断の基準を満たした製品にロゴマークをつける。
	E&Q マーク 一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。

資料:環境省 環境ラベル等データベース

2. エネルギー消費量等データ

(1) エネルギー消費量

エネルギー関連

	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	令和 5 年度
電気（東電）	kWh	11,313,085	11,994,386	8,816,257
電気（風力開発）	kWh	25,479	55,524	0
L P ガス	m ³	28,393	23,563	5,334
灯油	L	76,293	68,262	33,457
重油	L	262,270	89,451	42,001
自動車燃料以外	L	3,119	18,102	11,043
自動車燃料(ガソリン)	L	78,582	73,420	49,072
自動車燃料(軽油)	L	77,454	72,673	60,721

一般廃棄物関連

	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	令和 5 年度
一般廃棄物焼却量	t	13,023	12,376	0
水分含有率	%	50.0	50.2	0
廃プラスチック焼却量	t	3,190	3,388	0
し尿処理量	m ³	13,670	14,131	13,359
浄化槽使用人数	人	3,711	3,518	3,095

自動車関連（走行距離）

	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	令和 5 年度
ガソリン/乗用車	km	557,205	520,600	198,493
ガソリン/軽乗用車	km	284,059	265,398	341,758
ガソリン/小型貨物	km	21,438	20,030	3,768
ガソリン/軽貨物	km	303,647	283,699	268,162
ガソリン/特殊用途	km	103	96	8,260
軽油/乗用車	km	0	0	0
軽油/バス	km	37,702	35,375	19,313
軽油/普通貨物	km	249,735	234,319	63,228
軽油/小型貨物	km	9,075	8,515	8,836
軽油/特殊用途車	km	467,818	438,940	246,622
自動車台数	台	218	204	189

(2) 排出係数一覧

二酸化炭素

	項目	係数	単位
電気	東京電力 エナジーパートナー(株)	0.525(H24) 0.475(H29) 0.457(R5)	kg-CO ₂ /kWh
	日本風力開発(株)	0(H24) 0(H29)	kg-CO ₂ /kWh
燃料	都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /m ³
	プロパン	3.00	kg-CO ₂ /kg
	灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
	重油	2.71	kg-CO ₂ /L
	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
廃棄物	合成繊維	2290	kg-CO ₂ /t
	廃プラ	2770	kg-CO ₂ /t
	RDF	775	kg-CO ₂ /t

メタン

	項目	係数	単位
ガソリン車	乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km
	バス	0.000035	kg-CH ₄ /km
	軽乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km
	普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km
	小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
	軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km
	特種用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km
軽油車	乗用車	0.0000020	kg-CH ₄ /km
	バス	0.000017	kg-CH ₄ /km
	普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
	小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km
	特種用途車	0.000013	kg-CH ₄ /km
し尿処理		0.038	kg-CH ₄ /m ³
浄化槽		0.59	kg-CH ₄ /人
廃棄物	准連続式	0.077	kg-CH ₄ /t

一酸化二窒素

	項目	係数	単位
ガソリン車	乗用車	0.000029	kg-N ₂ O/km
	バス	0.000041	kg-N ₂ O/km
	軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km
	普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km
	小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km
	軽貨物車	0.000022	kg-N ₂ O/km
	特種用途車	0.000035	kg-N ₂ O/km
軽油車	乗用車	0.000007	kg-N ₂ O/km
	バス	0.000025	kg-N ₂ O/km
	普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km
	小型貨物車	0.000009	kg-N ₂ O/km
	特種用途車	0.000025	kg-N ₂ O/km
し尿処理		0.00093	kg-N ₂ O/m ³
浄化槽		0.023	kg-N ₂ O/人
廃棄物	准連続式	0.0539	kg-N ₂ O/t

ハイドロフルオロカーボン

項目	係数	単位
カーエアコン	0.010	kg-HFC/台

地球温暖化係数

項目	係数
CO ₂	1
CH ₄	25
N ₂ O	298
HFCs(HFC-134a)	1430

資料:温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.10,平成 29 年 3 月,環境省

電気の排出係数:電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)

(3) 温室効果ガス排出量の算定方法

① 温室効果ガス排出量

温室効果ガス	発生源	式
二酸化炭素	エネルギーの使用	$\text{電力使用量(kWh)} \times \text{排出係数}^{*1}$ $+ \text{プロパンガス使用量(kg)}^{*2} \times \text{排出係数}$ $+ \text{灯油使用量(L)} \times \text{排出係数}$ $+ \text{重油使用量(L)} \times \text{排出係数}$ $+ \text{ガソリン使用量(L)} \times \text{排出係数}$ $+ \text{軽油使用量(L)} \times \text{排出係数}$
	廃プラスチック類の焼却	$\text{廃プラスチック焼却量(t)} \times (1 - \text{水分含有率})^{*3} \times \text{排出係数}$ $+ \text{合成繊維焼却量(t)}^{*4} \times (1 - \text{水分含有率})^{*3} \times \text{排出係数}$
メタン	自動車の走行	$\text{燃料別車種別走行距離(km)} \times \text{排出係数}$
	一般廃棄物の焼却	$\text{一般廃棄物焼却量(t)} \times \text{排出係数}$
	し尿処理	$\text{し尿処理量(m}^3\text{)} \times \text{排出係数}$
	浄化槽の使用	$\text{浄化槽の使用人数(人)} \times \text{排出係数}$
一酸化二窒素	自動車の走行	$\text{燃料別車種別走行距離(km)} \times \text{排出係数}$
	一般廃棄物の焼却	$\text{一般廃棄物焼却量(t)} \times \text{排出係数}$
	し尿処理	$\text{し尿処理量(m}^3\text{)} \times \text{排出係数}$
	浄化槽の使用	$\text{浄化槽の使用人数(人)} \times \text{排出係数}$
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用	$\text{自動車台数(台)} \times \text{排出係数}$

1:電気の排出係数は電気事業者および年度によって異なる

2:プロパンガスの重量換算 2.18kg/m³

3:湿重量を乾重量に換算するため

4:合成繊維焼却量を一般廃棄物焼却量の 6.65%とする

② 温室効果ガス総排出量

各温室効果ガスの総和を求めるには、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量を二酸化炭素相当に換算する係数(地球温暖化係数)を乗じた上で合算します。

	式
温室効果ガス総排出量	$\text{二酸化炭素排出量(t-CO}_2\text{)}$ $+ \text{メタン排出量(t-CH}_4\text{)} \times \text{地球温暖化係数}$ $+ \text{一酸化二窒素排出量(t-N}_2\text{O)} \times \text{地球温暖化係数}$ $+ \text{ハイドロフルオロカーボン(t-HFC)} \times \text{地球温暖化係数}$

鴨 環 第 4 7 8 号

令和 8 年 8 月 3 日

鴨川市環境審議会会長 様

鴨川市長 佐々木 久之

浄化槽清掃業の許可申請手数料の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項 浄化槽清掃業の許可申請手数料の改定について

令和 8 年 8 月 3 日

鴨川市長 佐々木 久之 様

鴨 川 市 環 境 審 議 会

会 長 飯 塚 和 夫

浄化槽清掃業の許可申請手数料の改定について（答申）

令和 8 年 8 月 3 日付け、鴨環第 4 7 8 号にて諮問のありました標記の件につきまして、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、浄化槽法第 35 条第 1 項及び、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 27 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく、浄化槽清掃業の許可申請手数料の改定について、慎重に審議した結果、近隣自治体の状況等を鑑み、次のとおり手数料の改定を図ることが妥当であるとの結論に至りましたので答申します。

また、施行に際しては、事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得ることに努めることに配慮を求めます。

なお、今後の社会情勢等の状況を考慮し、必要な時期には再度の見直しを図ることを要望します。

○ 浄化槽清掃業許可申請手数料及び浄化槽清掃業許可証再交付申請
手数料の改定

1. 浄化槽清掃業許可申請手数料を 1 件あたり 5,000 円とする。
2. 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料を 1 件あたり、5,000 円とする。